

地域農業持続のためのグランドデザイン

～地域農業経営基盤強化促進計画作成のための参考資料～



令和 6 年 10 月

紫波町産業部 産業政策監

本報告書作成の背景とねらい

現在、町内各地域で、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、地域計画という）を令和6年度中に作成するための協議が実施されています。

本報告書は、これまで地域計画の作成に向けて実施してきた各種の統計分析結果や意向調査結果を地域計画の項目に合わせて再整理したものです。

第1章 地域農業の現状及び課題、第2章 地域における農業の将来の在り方については、農業経営基盤強化促進法と農業経営基盤強化促進法施行規則で規定されている項目に町独自の項目を加えて地域農業の現状と課題を分析したデータを掲載してあります。第3章 農業者及び区域内の関係者が目標を達成するためにとるべき必要な措置では、町独自の項目として冒頭に農地の受け皿となる担い手を確保するために必要と考えられる担い手確保リーディングプロジェクトの案を提示しています。

当町の農家数は、10年後に45%に減少し、離農した農家から1,097haの農地が供給されてくると見込まれ、現在の認定農業者の経営規模拡大目標面積は、233haしかなく、864haの農地が供給過剰になると試算されます。また農家数が45%に減少する中で、64歳以下の生産年齢人口の基幹的農業従事者は、25%に減少すると見込まれ、農業従事者の高齢化もさらに進行すると見込まれます。

したがって、地域計画を作成するうえでは、64歳以下の基幹的農業従事者数が現在の1/4となる中で供給過剰となる864haを有効活用していける地域農業の姿を検討する必要があります。

地域計画の議論の中では、目標地図の作成と並行して本報告書で提案する担い手確保リーディングプロジェクトも併せて検討していただければ、より完成度の高い地域計画になると考えられます。

地域の現状と課題の把握や今後の地域農業の将来の在り方を検討する際に本報告書を参考していただければ幸いです。

目 次

本報告書作成の背景とねらい	- 1 -
第 1 章 地域農業の現状及び課題	- 5 -
1 地域農業の現状	- 5 -
(1) 農業生産の現状	- 5 -
ア 作物別栽培面積	- 5 -
イ 販売金額第 1 位部門別経営体数	- 6 -
(2) 担い手の現状	- 7 -
ア 主副業別経営体数	- 7 -
イ 年齢階層別基幹的農業従事者数	- 8 -
ウ 農業後継者の状況（農林業センサス 2020 年）	- 9 -
エ 農業後継者の従事状況（営農意向調査 2024 年）	- 10 -
オ 認定農業者の状況	- 11 -
カ 集落営農の状況	- 12 -
2 農業経営体数と農地の需給見通し	- 13 -
(1) 個人経営の農業経営体数と供給農地面積の予測値	- 13 -
(2) 認定農業者の経営耕地面積と拡大目標面積	- 14 -
(3) 供給過剰となる農地面積の試算値	- 15 -
3 農業経営の今後の意向	- 16 -
(1) 調査対象数と回答率	- 16 -
(2) 経営規模の意向	- 17 -
(3) 経営規模拡大・縮小の方法	- 18 -
(4) 経営規模拡大・縮小の時期	- 19 -
(5) 農地バンクの活用意向	- 20 -
(6) 農地交換の意向	- 21 -
4 地域農業の課題	- 22 -
(1) 農業地域区分	- 22 -
(2) 平坦水田地域の課題	- 24 -
ア 農業労働力の減少の加速化	- 24 -
イ 稲作経営の収益悪化と経営規模拡大意欲の低下	- 24 -

ウ 非法人の集落営農の経営持続	- 24 -
エ 省力的な転作作物の導入	- 24 -
オ 資源循環型農業の推進	- 25 -
(3) 丘陵果樹地域の課題	- 25 -
ア 果樹作の認定農業者の経営の持続	- 25 -
イ 離農する農家の樹園地の継承	- 25 -
ウ 水田の引き受け手の確保	- 25 -
(4) 混住兼業地域の課題	- 25 -
ア 農地の引き受け手の確保	- 25 -
イ 農地の分散錯圃の解消	- 26 -
ウ 低利用農地の有効活用	- 26 -
(5) 山間地域の課題	- 26 -
ア 荒廃農地の増加による鳥獣被害の拡大	- 26 -

第2章 地域における農業の将来の在り方

- 27 -

1 水稲作付面積規模階層別作付面積の動向と今後の担い手の見通し	- 27 -
2 今後想定される水田作経営を担う者の姿	- 28 -
(1) 水田作メガファーム	- 28 -
(2) 認定農業者	- 28 -
(3) 集落営農の広域連携法人	- 28 -
(4) 地域の農地の一元的管理主体	- 28 -
(5) 個人経営体	- 29 -
(6) 多様な担い手	- 29 -
(7) 農業支援サービス事業体	- 29 -
3 地域別農業の在り方	- 31 -
(1) 平坦水田地域の農業の在り方	- 31 -
ア 稲作の省力栽培技術の導入	- 31 -
イ 省力的な水田転作作物の導入	- 31 -
ウ J Aのブランド野菜品目の新規就農者の確保	- 31 -
エ 認定農業者の経営規模拡大	- 31 -
オ 水田作メガファーム育成	- 32 -
カ 非法人の集落営農の広域連携	- 32 -
キ 耕畜連携による資源循環型農業の確立	- 32 -
(2) 丘陵果樹地域の農業の在り方	- 32 -
ア 雇用労働力の確保	- 32 -

イ 第三者継承による新規就農者の確保	- 33 -
ウ 地域の農地を一元的に管理する仕組みの検討	- 33 -
(3) 混住兼業地域の農業の在り方	- 33 -
ア 認定農業者の経営拡大支援	- 33 -
イ 地域の農地を一元的に管理する仕組みの検討	- 33 -
ウ 農業体験農園の設置推進	- 33 -
(4) 山間地域の農業の在り方	- 33 -
ア 荒廃農地の発生防止	- 33 -

第3章 農業者及び区域内の関係者が目標を達成するためにとるべき必要な措置..... - 34 -

1 担い手確保リーディングプロジェクト	- 34 -
(1) 水田作担い手確保リーディングプロジェクト	- 34 -
ア 水田作メガファーム育成	- 34 -
イ 集落営農広域連携	- 35 -
ウ 農地の一元的管理主体創設	- 35 -
エ 農業支援サービス事業体育成	- 36 -
(2) 果樹作担い手確保リーディングプロジェクト	- 36 -
ア マッチングアプリを活用した短期雇用確保	- 36 -
2 就農タイプ別新規就農者確保リーディングプロジェクト	- 37 -
3 リーディングプロジェクトの想定適用地域	- 40 -
4 農地の集積・集団化の取組	- 41 -
5 農地中間管理機構の活用方法	- 41 -
6 多様な経営体の確保・育成の取組	- 41 -
7 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	- 41 -

第4章 リーディングプロジェクトに活用可能な補助事業..... - 42 -

1 活用可能な補助事業一覧（令和7年度農林水産省予算要求資料）	- 42 -
2 事業概要版（令和7年度農林水産省予算要求資料）	- 43 -

第 1 章 地域農業の現状及び課題

1 地域農業の現状

(1) 農業生産の現状

ア 作物別栽培面積

紫波町は、岩手県のほぼ中央部に位置し盛岡市と花巻市に隣接しています。町の中央部は、北上川が流れ、平坦地域となっており、東部は、北上高地、西部は、奥羽山脈に接しています。中央部の平坦地域は、国道 4 号線と東北本線が縦断し、隣接する盛岡市と花巻市のベッドタウンとして混住化が進んでいます。

平坦地域では、水稻の栽培が盛んで町合計の水稻栽培面積は、3,089ha あり、もち米は、全国有数の産地となっています。地区別の水稻栽培面積は、志和地区、水分地区、赤石地区、彦部地区で多く、同地区では、水田の基盤整備も進んでいます。

水田転作では、小麦の栽培面積が 876ha と最も多く、岩手県内第 1 位の栽培面積となっています。また小麦の二毛作として栽培されている、そばも県内 1 位の栽培面積となっています。

水田転作で取り組まれているキュウリ、トマト、ピーマンの果菜の栽培面積は、水分地区、志和地区で多くなっています。

東部の北上高地に隣接する丘陵地域では、ブドウ、リンゴの栽培が盛んでフルーツの里の中核的な産地となっています。赤沢地区は、リンゴとブドウ、佐比内地区は、ブドウ、長岡地区は、リンゴの栽培面積が多くなっています。

肥育牛の経営体数は、志和地区が多く、繁殖牛の経営体数は、志和地区、水分地区、赤石地区で多くなっています。

表 1 作物別栽培面積と肉用牛の経営体数

地 区	作 付 面 積 (ha)						経営体数	
	稲作	麦類	豆類	野菜	りんご	ぶどう	肥育牛	繁殖牛
日詰	48	20		1	1		2	1
古館	106	1		22	28		0	1
水分	671	156		25	1		2	17
志和	853	347		17	4		9	22
赤石	487	208		7	3		1	12
彦部	370	74	2	9		4	1	2
佐比内	193	4	2	11	4	20	1	7
赤沢	136	1		8	54	65	2	6
長岡	225	65	17	11	46	13	0	3
合計	3,089	876	21	111	141	102	18	71

資料：農林業センサス（2020 年）

イ 販売金額第1位部門別経営体数

農業経営の中で販売金額が第1位の部門別経営体数は、町合計では、稲作部門が717経営体と最も多く62%を占めており、稲作が当町の農業経営の柱となっています。2番目に多い部門は、果樹類の226経営体で20%を占めています。

露地野菜は、111経営体で10%、肉用牛は68経営体で6%となっています。

稲作を経営の柱としている経営体が多いのは、志和地区126経営体、赤石地区104経営体、彦部地区102経営体、水分地区92経営体となっています。

果樹を経営の柱にしている経営体が多いのは、赤沢地区114経営体、長岡地区34経営体、古館地区34経営体、佐比内地区33経営体となっています。

露地野菜を経営の柱にしている経営体が多いのは、志和地区34経営体となっています。

肉用牛を経営の柱にしている経営体が多いのは、志和地区26経営体、赤石地区13経営体、水分地区11経営体となっています。

したがって、当町では、農業経営の柱としている経営体が多い稲作と果樹作を、今後どうしていくのが、課題となります。

表2 販売金額第1位部門別経営体数と構成比

地区	稲作	麦類	露地野菜	果樹類	花き・花木	肉用牛	合計
日詰	25	0	1	1	0	2	29
古館	59	0	5	34	1	0	99
水分	92	3	9	2	5	11	122
志和	126	4	34	6	2	26	198
赤石	104	4	5	1	6	13	133
彦部	102	0	15	1	2	4	124
佐比内	85	0	15	33	5	7	145
赤沢	49	0	12	114	0	4	179
長岡	75	0	15	34	0	1	125
合計	717	11	111	226	21	68	1,154
構成比	62%	1%	10%	20%	2%	6%	100%

資料：農林業センサス（2020年）

(2) 担い手の現状

ア 主副業別経営体数

農業を主業とする主業農家数は、町合計で 262 経営体あり、販売農家数の町合計 1,178 経営体に占める割合は 22%となっています。準主業が 234 経営体で 20%、副業的農家が 682 経営体で 58%となっています。また、自給的農家は、498 経営体となっています。

主業農家数が多い地区は、赤沢地区の 63 経営体、志和地区の 57 経営体となっています。

10 年後の当町の農業の担い手として考えられる 65 才未満の農業専従者がいる主業農家は、町合計で 20%となっていますが、赤沢地区では、32%、志和地区では 25%と高くなっています。

地域農業の将来の姿を検討する際には、地域の 65 歳未満の農業専従者がいる主業農家数を念頭に置くことが必要と考えられます。

表 3 主副業別農家数と構成比

地区	販 売 農 家							自給的農家
	主業農家			準主業			計	
		うち65歳未満の農 業専従者がいる	65歳未満の農業専 従者がいる割合		うち65歳未満の農 業専従者がいる	副業的		
日詰	3	3	10%	7	2	21	31	12
古館	13	12	11%	23	11	70	106	57
水分	23	22	19%	18	6	77	118	30
志和	57	52	25%	32	12	116	205	132
赤石	26	19	14%	21	11	87	134	82
彦部	28	24	18%	30	14	73	131	55
佐比内	26	18	12%	39	13	83	148	36
赤沢	63	59	32%	38	18	84	185	30
長岡	23	22	18%	26	9	71	120	64
合計	262	231	20%	234	96	682	1,178	498
構成比	22%	20%		20%	8%	58%	100%	

資料：農林業センサス（2020 年）

※ 主業農家とは、農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。

準主業農家とは、農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。

副業的農家とは、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家。

自給的農家とは、経営耕地面積が 30 a 未満かつ調査期日前 1 年間の農産物販売金額が 50 万円未満の農家。

イ 年齢階層別基幹的農業従事者数

年齢階層別の基幹的農業従事者数の町合計では、70歳～79歳の年齢階層が628人で最も多く、全従事者数の36%を占めています。次いで60歳～69歳が532人で全基幹的農業従事者数の31%となっています。

10年後でも農業生産に従事していると見込まれる64歳以下の生産年齢人口の基幹的農業従事者は、町合計では439人で全基幹的農業従事者の25%となっています。

64歳以下の生産年齢人口の基幹的農業従事者の割合が高いのは、赤沢地区34%、彦部地区30%、志和地区29%で、割合が低いのは、日詰地区16%、佐比内地区18%、古館地区20%、赤石地区20%となっています。

新規就農者いないと仮定した場合、10年後にも担い手として見込まれる64歳以下の基幹的農業従事者は、2020年で25%しかいないことから、10年後には、2020年の1/4の担い手数でも経営可能な地域農業の姿を検討していくことが必要と考えられます。

特に日詰地区、古館地区、水分地区、赤石地区、佐比内地区では、64歳以下の基幹的農業従事者の割合が低いことから、2020年の1/5の担い手数でも経営できる地域農業の姿を検討する必要があると考えられます。

表4 年齢階層別基幹的農業従事者数と64歳以下の割合

地区	29歳以下	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳以上	64歳以下	計	64歳以下
日詰	0	1	1	1	18	14	14	8	49	16%
古館	0	5	2	10	40	59	26	29	142	20%
水分	0	2	10	8	47	75	26	35	168	21%
志和	2	8	12	24	102	119	46	90	313	29%
赤石	3	3	6	10	52	74	31	36	179	20%
彦部	1	5	5	23	53	60	39	55	186	30%
佐比内	0	2	5	14	68	84	40	39	213	18%
赤沢	1	7	18	32	111	83	59	106	311	34%
長岡	0	3	10	13	41	60	41	41	168	24%
合計	7	36	69	135	532	628	322	439	1,729	25%

資料：農林業センサス（2020年）

※基幹的農業従事者とは、農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

ウ 農業後継者の状況（農林業センサス 2020 年）

農林業センサス（2020 年）では、農業後継者（5 年以内に農業経営を引き継ぐ後継者（予定を含む））が確保できている経営体は、町合計では 434 経営体で全経営体の 35%となっています。経営主が 65 歳以上の経営体で後継者が確保されているのは、323 経営体で全経営体の 40%となっています。

経営主が 65 歳以上の経営体で後継者を確保している割合が高いのは、佐比内地区 50%、志和地区 48%、日詰地区 40%、長岡地区 40%で、後継者を確保している割合が低いのは、古館地区 27%、彦部地区 33%、赤沢地区 37%となっています。

後継者を確保している割合が低い古館地区、彦部地区、赤沢地区では、現経営者の高齢化の進行とともに急速に担い手が減少していくことが懸念されます。

表 5 農業後継者の状況と後継者確保割合

地区	全経営体				経営主が65歳以上の経営体			
	後継者を確保している	5 年以内に農業経営を引き継がない	確保していない	後継者確保割合	後継者を確保している	5 年以内に農業経営を引き継がない	確保していない	後継者確保割合
日詰	10	1	21	31%	8	0	12	40%
古館	24	11	72	22%	19	8	44	27%
水分	47	6	78	36%	36	1	51	41%
志和	87	11	133	38%	70	1	74	48%
赤石	51	6	90	35%	41	3	61	39%
彦部	44	4	89	32%	28	2	55	33%
佐比内	66	3	82	44%	50	3	47	50%
赤沢	52	8	127	28%	38	2	63	37%
長岡	53	11	64	41%	33	5	44	40%
合計	434	61	756	35%	323	25	451	40%

資料：農林業センサス（2020 年）

※後継者とは、5 年以内に農業経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）をいう。

エ 農業後継者の従事状況（営農意向調査 2024 年）

当町で実施した営農意向調査（2024 年 1 月）で後継者がいると回答したのは、町合計で 658 経営体で全回答数の 40%で、後継者はいないと回答したのは、871 経営体で全回答数の 53%となっています。

後継者がいると回答した経営体のうち、後継者が農業に従事していると回答したのは、109 経営体で全回答数の 7%となっています。

後継者が農業に従事している割合が高いのは、志和地区 12%、赤沢地区 11%で、従事している割合が低いのは、古館地区 2%、日詰地区 3%、赤石地区 4%、佐比内地区 5%となっています。

2020 年の農林業センサスでは、5 年以内に農業経営を引き継ぐ後継者（予定を含む）が確保されている割合は全経営体の 35%となっていますが、2024 年の意向調査で農業後継者が農業に従事していると回答した経営体の割合は 7%となっています。

調査時期と調査方法が異なるものの、2020 年時点の農林業センサスで 5 年以内に農業経営を引き継ぐ予定だった 35%のうち、2024 年の意向調査では、実際に農業経営に従事している後継者がいる経営体の割合は、7%に留まっていることから、後継者が当初予定していたより農業に従事している割合が低くなっていると推察されます。

したがって、将来の地域の農業の姿を考える際には、地域の農業経営体のうち 7%しか、後継者が農業に従事していないことを考慮する必要があります。

特に、混住兼業地域では、後継者が農業に従事している割合が、古館地区で 2%、日詰地区で 3%、赤石地区 4%と極めて低いことを前提に地域農業の将来の姿を検討することが必要と考えられます。

表 6 農業後継者の従事状況と後継者の農業従事割合

地区	後継者がいる					後継者は いない	無回答	回答数合 計	後継者農業 従事割合
	就学中	農業以外に従事	農業に従事	無回答	計				
日詰	0	14	1	1	16	15	0	31	3%
古館	4	37	4	8	53	146	23	222	2%
水分	1	42	11	6	60	90	11	161	7%
志和	1	134	40	7	182	150	8	340	12%
赤石	0	70	9	7	86	112	11	209	4%
彦部	1	69	12	5	87	109	21	217	6%
佐比内	1	35	6	4	46	69	5	120	5%
赤沢	4	33	16	3	56	85	10	151	11%
長岡	1	56	10	5	72	95	13	180	6%
合計	13	490	109	46	658	871	102	1,631	7%
構成比	1%	30%	7%	3%	40%	53%	6%	100%	

資料：営農意向調査（2024 年 紫波町）

オ 認定農業者の状況

農林業センサス（2020 年）の町合計の認定農業者数は、176 経営体で経営耕地面積は 1,807ha となっています。このうち個人経営が 144 経営体（82%）で団体経営体は 32 経営体（18%）となっています。経営耕地面積は、個人経営体が 884ha（49%）、団体経営体が 923ha（51%）となっています。

経営体数では、18%を占めている法人経営体が、経営耕地面積の 51%を占めており、個人経営体と団体経営体が同程度の経営面積となっています。

個人の認定農業者数が多いのは、志和地区 45 経営体、水分地区 22 経営体、赤石地区 20 経営体、彦部地区 19 経営体と平坦水田地域で多くなっています。団体の認定農業者数が多いのは、水分地区 8 経営体、長岡地区 7 経営体、赤石地区 6 経営体となっています。

日詰地区、古館地区、佐比内地区では、個人経営体と法人経営体ともに認定農業者が極めて少なく地域の担い手だけでは、離農する農家の農地を引き受けるのは困難になるのではないかと考えられます。

表 7 認定農業者の経営形態別経営体数と経営耕地面積

地区	個人経営体		団体経営体		合 計	
	経営体数	経営耕地面積 (ha)	経営体数	経営耕地面積 (ha)	経営体数	経営耕地面積 (ha)
日詰	3	14	0	0	3	14
古館	7	49	0	0	7	49
水分	22	135	8	183	30	318
志和	45	317	4	61	49	378
赤石	20	148	6	244	26	392
彦部	19	116	4	221	23	337
佐比内	7	19	1	5	8	23
赤沢	14	49	2	18	16	67
長岡	7	36	7	192	14	229
合計	144	884	32	923	176	1,807

資料：農林業センサス（2020 年）、団体経営とは法人と非法人の組織経営体

カ 集落営農の状況

集落営農実態調査（2023 年）の町合計の集落営農数は、47 経営体で経営面積は、2,629ha となっています。そのうち、法人の集落営農の経営面積は 1,106ha（42%）で非法人の集落営農の経営面積が 1,523ha（58%）（と非法人の集落営農の経営面積の方が多くなっています）。

集落営農数が最も多いのは、志和地区の 22 経営体で、そのうち非法人が 19 経営体（86%）となっています。次いで多いのが赤石地区の 9 経営体で、そのうち非法人が 6 経営体（67%）となっています。

日詰地区、古館地区、佐比内地区、赤沢地区では、集落営農数が極めて少なくなっています。

非法人の集落営農の経営面積の合計が最も多い地区は、志和地区の 808ha で、次いで赤石地区が 267ha となっています。

志和地区と赤石地区の非法人の集落営農が高齢化の進行とともに継続的に営農を続けるのが困難となった場合、大量の農地が供給されてくることが懸念されます。

今後の地域農業の姿を検討するにあたっては、非法人の集落営農を今後どうしていくのかが重要な検討課題になると考えられます。

表 8 集落営農の経営形態別経営体数と経営面積

地区	法 人		非 法 人		合 計	
	経営体数	経営面積(ha)	経営体数	経営面積 (ha)	経営体数	経営面積(ha)
日詰	0	0	1	31	1	31
古館	0	0	0	0	0	0
水分	2	111	1	236	3	347
志和	3	181	19	808	22	989
赤石	3	306	6	267	9	573
彦部	3	275	0	0	3	275
佐比内	0	0	2	77	2	77
赤沢	1	54	1	69	2	123
長岡	3	179	2	35	5	214
合計	15	1,106	32	1,523	47	2,629

資料：集落営農実態調査（2023 年）

※本調査の集落営農とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を除く。）をいう。

2 農業経営体数と農地の需給見通し

(1) 個人経営の農業経営体数と供給農地面積の予測値

農研機構農業情報研究センターによると、紫波町の町合計の農業経営体数は、2020 年の 1,178 経営体から 2035 年には、529 経営体（2020 年比 45%）に減少し、2035 年までに離農した農家から 1,097ha の農地が供給されてくると予測されています。この供給農地面積は、2020 年の経営耕地面積 2,403ha の 46%に当たります。

2020 年～2035 年までに供給されてくる供給農地面積の地目別内訳は、田 920ha、畑 94ha、樹園地 82ha となっています。

供給農地面積が多いのは、志和地区 248ha、赤石地区 166ha、彦部地区 145ha、水分地区 144ha となっています。

田の供給面積が多いのは、志和地区 225ha、赤石地区 153ha、水分地区 135ha、彦部地区 133ha となっています。

樹園地の供給面積が多いのは、赤沢地区 39ha、古館地区 15ha、長岡地区 11ha、佐比内地区 10ha となっています。

今後、平坦水田地域では、大量の水田が供給され、丘陵果樹地域では、樹園地が供給されてくると予測されています。

表 9 個人経営の農業経営体数と離農により供給されてくる農地面積の予測値

地区	農業経営体数				離農により供給されてくる農地面積(ha)						
	2020年	2025年	2030年	2035年	2025年	2030年	2035年	2035年			
								田	畑	樹園地	計
日詰	31	24	17	12	8	16	24	19	4	1	24
古館	106	76	55	39	27	54	78	56	8	15	78
水分	118	94	72	53	43	94	144	135	9	1	144
志和	205	153	115	87	80	167	248	225	19	4	248
赤石	134	99	73	53	55	115	166	153	12	1	166
彦部	131	104	78	58	46	99	145	133	11	1	145
佐比内	148	118	91	69	31	66	96	76	10	10	96
赤沢	185	155	126	102	32	72	111	60	11	39	111
長岡	120	95	73	55	27	58	84	63	10	11	84
合計	1,178	919	700	529	350	740	1,097	920	94	82	1,097

出典：国立研究開発法人 農業・食料産業技術総合研究機構 農業情報研究センター

(2015 年と 2020 年の農林業センサスのデータに基づく予測値 2024 年 2 月公表の予測値)

(2) 認定農業者の経営耕地面積と拡大目標面積

2024 年 4 月現在の町合計の認定農業者の経営耕地面積は、1,782ha、でそのうち個人経営体が 880ha (49%)、法人経営体が 902ha (51%) となっています。

認定農業者の経営耕地面積が多いのは、赤石地区 396ha、志和地区 372ha、彦部地区 333ha、水分地区 323ha となっています。

個人経営の認定農業者の経営耕地面積が最も多いのは、志和地区の 296ha で、法人経営の認定農業者の経営耕地面積が多いのは、赤石地区 244ha、彦部地区 220ha、水分地区 187ha、長岡地区 151ha となっています。

認定農業者の拡大目標面積の町合計面積は、233ha で、そのうち個人経営が 119ha (51%)、法人経営が 114ha (49%) となっています。

拡大目標面積が多い地区は、水分地区 69ha、志和地区 55ha、彦部地区 49ha となっています。

拡大目標面積が少ない地区は、日詰地区 1ha、古館地区 8ha、佐比内地区 6ha、赤沢地区 10ha となっています。

水田作経営の大規模法人がある水分地区、彦部地区と個人の認定農業者が多い志和地区では、拡大目標面積が多くなっていますが、認定農業者が少ない日詰ちいく、古館地区、歳ない地区と果樹作が多い赤沢地区では、拡大目標面積が少なくなっています。

今後の地域農業の姿を検討する場合には、地域の農地の引き受け手となる地域の認定農業者の拡大目標面積を考慮することが必要と考えられます。

表 10 認定農業者の経営形態別現状の経営耕地面積と拡大目標面積

地区	個 人 経 営		法 人 経 営		合 計	
	現状経営耕地面積 (ha)	拡大目標面積 (ha)	現状経営耕地面積 (ha)	拡大目標面積 (ha)	現状経営耕地面積 (ha)	拡大目標面積 (ha)
日詰	17	1	0	0	17	1
古館	58	8	0	0	58	8
水分	136	22	187	46	323	69
志和	296	35	77	19	372	55
赤石	152	14	244	4	396	18
彦部	113	22	220	27	333	49
佐比内	18	6	5	0	23	6
赤沢	53	4	19	6	72	10
長岡	37	6	151	11	188	17
合計	880	119	902	114	1,782	233

資料：認定農業者経営改善計画 2024 年 4 月時点

拡大目標面積＝目標面積－現状経営耕地面積

(3) 供給過剰となる農地面積の試算値

離農した農家から供給されてくる供給農地面積の 2035 年の町合計の農地面積 1,097ha から、2024 年の地区毎の認定農業者の拡大目標面積の 233ha を差し引いた供給過剰農地面積は、町合計で 864ha になると試算されます。

供給過剰面積が大きくなる地区は、志和地区 193ha、赤石地区 148ha、赤沢地区 101ha と見込まれます。

2035 年の供給過剰農地面積を 2020 年の経営耕地面積で割った供給過剰農地面積割合は、町合計で 36%と試算されます。

供給過剰農地面積割合が高くなるのは、日詰地区 48%、古館地区 45%、佐比内地区 45%と試算され、供給過剰面積割合が比較的低いのは、水分地区 23%、彦部地区 31%と試算されます。

供給過剰面積が多くなると試算される志和地区、赤石地区、赤沢地区では、現在の認定農業者の経営規模拡大目標面積を上回る経営規模拡大を促進することが必要と考えられます。

特に、水田作経営の法人経営体では、地域の農地の受け皿となることが必要になってくると考えられることから、さらに経営規模拡大を促進することが必要と考えられます。

認定農業者が少なく、供給過剰農地面積割合が高い、日詰地区、古館地区、赤石地区、佐比内地区では、現状のまま推移すると地区の荒廃農地が大幅に増加することが懸念されるため、地区外の担い手に農地を集積することも必要になると考えられます。

表 11 供給過剰となる農地面積の試算値(ha)

地区	供給過剰農地面積試算値(ha)			供給過剰農地面積割合	
	2025年	2030年	① 2035年	② 2020年経営耕地面積	③ = ① ÷ ② 供給過剰面積割合
日詰	6	15	22	46	48%
古館	19	46	70	157	45%
水分	▲ 25	25	75	323	23%
志和	25	113	193	549	35%
赤石	37	96	148	349	42%
彦部	▲ 3	50	97	310	31%
佐比内	25	59	90	199	45%
赤沢	22	62	101	293	34%
長岡	11	41	67	177	38%
合計	117	507	864	2,403	36%

※供給農地面積と経営耕地面積は、田、畑、樹園地の合計面積

※供給過剰農地面積＝各予測年の供給農地面積－認定農業者の拡大目標面積

認定農業者の拡大目標面積は、2024 年 4 月時点の経営改善計画を基に計算

3 農業経営の今後の意向

(1) 調査対象数と回答率

地域計画の作成に向けて町で実施した意向調査の回答率は、町合計で 65%となっています。

最も回答率が高いのは、古館地区の 93%で、次いで高いのは、長岡地区の 73%となっていますが、日詰地区 44%、赤沢地区 55%、水分地区 56%で回答率が低くなっています。

表 12 営農意向調査回答率

地 区	対象農家数	回答農家数	回答率
日 詰	71	31	44%
古 館	239	222	93%
水 分	286	161	56%
志 和	538	340	63%
赤 石	338	209	62%
彦 部	324	217	67%
佐比内	186	120	65%
赤 沢	277	151	55%
長 岡	248	180	73%
合 計	2,507	1,631	65%

※調査期間：2023 年 12 月～2024 年 2 月

(2) 経営規模の意向

今後の営農意向は、町合計では、経営規模は現状維持とすると回答した経営体が 44%で最も多く、経営規模を縮小するが 30%、経営規模を拡大するが 4%となっています。経営規模を縮小すると回答した 486 経営体に対し、経営規模を拡大すると回答した経営体は 67 経営体しかなく、両者に大きな乖離があることから、両者をマッチングさせるのは、かなり困難ではないかと考えられます。

経営規模を縮小する意向の割合が高いのは、佐比内地区 39%、古館地区 36%、赤沢地区 35%で果樹地域で高い傾向がみられます。

町合計の拡大希望面積は、183.7ha で、地目別では、田 179.3ha、畑 3.35ha、樹園地 1.1ha となっています。

機械化一貫体系が確立されている水稻作では、田の拡大希望面積はあるものの、機械化進んでいない果樹作では、樹園地の拡大希望面積は、ほとんどない状況となっています。

表 13 経営規模の意向

地区	経営規模を拡大する		経営規模を縮小する		経営規模は現状維持とする		無回答
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	
日詰	2	6%	9	29%	16	52%	4
古館	2	1%	80	36%	71	32%	69
水分	12	7%	52	32%	62	39%	35
志和	23	7%	87	26%	169	50%	59
赤石	3	1%	58	28%	102	49%	46
彦部	6	3%	50	23%	107	49%	54
佐比内	3	3%	47	39%	55	46%	15
赤沢	4	3%	53	35%	62	41%	32
長岡	12	7%	50	28%	79	44%	39
合計	67	4%	486	30%	723	44%	353

資料：営農意向調査（2024 年 紫波町）

表 14 拡大希望面積(ha)

地区	田	畑	樹園地	計
日詰	0.6	0	0	0.6
古館	5.2	0	0	5.2
水分	19.5	0	0.2	19.7
志和	100.8	2.95	0	103.8
赤石	1.0	0	0.5	1.5
彦部	15.3	0.3	0	15.6
佐比内	8.0	0	0	8.0
赤沢	1.0	0	0.4	1.4
長岡	27.9	0.1	0	28.0
合計	179.3	3.35	1.1	183.7

資料：営農意向調査（2024 年 紫波町）

(3) 経営規模拡大・縮小の方法

経営規模拡大方法は、町合計では、農地を借りると回答した経営体が49%で最も多く、次いで農地を購入するが27%、作業を受託するが22%となっています。規模縮小方法では、農地を売るが36%で最も多く、次いで農地を貸すが34%、作業を委託するが25%、第三者継承するは5%となっています。

農地を売って規模縮小すると回答した経営体の割合が高いのは、日詰地区70%、古館地区43%、佐比内地区43%、赤石地区41%で、混住兼業地域で高い傾向がみられます。

農地を貸して規模を縮小すると回答した経営体の割合が高いのは、赤沢地区50%、志和地区40%、水分地区38%となっています。

経営規模を縮小する経営体では、農地を売る希望が191経営体と最も多いのに対し、経営規模を拡大する経営体では、農地を借りるが47経営体で最も多く、農地を購入するのは26経営体しか無く、経営規模の縮小方法と拡大方法には、大きな乖離があります。

表 15 経営規模拡大方法

地区	農地を購入する		農地を借りる		農作業を受託する		無回答
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	
日詰	1	33%	2	67%	0	0%	0
古館	0	0%	2	67%	1	33%	0
水分	4	24%	11	65%	2	12%	0
志和	10	28%	19	53%	7	19%	0
赤石	0	0%	2	67%	1	33%	0
彦部	4	44%	4	44%	1	11%	0
佐比内	0	0%	0	0%	2	67%	1
赤沢	0	0%	2	50%	1	25%	1
長岡	7	39%	5	28%	6	33%	0
合計	26	27%	47	49%	21	22%	2

資料：営農意向調査（2024年 紫波町）

表 16 経営規模縮小方法

地区	農地を売る		農地を貸す		農作業を委託する		第三者継承する	
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比
日詰	7	70%	2	20%	1	10%	0	0%
古館	38	43%	30	34%	18	20%	2	2%
水分	20	33%	23	38%	14	23%	4	7%
志和	27	30%	36	40%	23	25%	5	5%
赤石	28	41%	16	23%	23	33%	2	3%
彦部	21	34%	19	31%	19	31%	2	3%
佐比内	22	43%	18	35%	8	16%	3	6%
赤沢	9	24%	19	50%	8	21%	2	5%
長岡	19	31%	19	31%	16	26%	7	11%
合計	191	36%	182	34%	130	25%	27	5%

資料：営農意向調査（2024年 紫波町）

(4) 経営規模拡大・縮小の時期

経営規模拡大時期は、町合計では、1年～5年後と回答した経営体が最も多く73%、次いで6年～10年後が21%となっています。中でも日詰地区、古館地区、赤石地区では、1年～5年後の期間に拡大するが100%となっています。

経営規模縮小時期は、町合計では、1年～5年後が51%、6年～10年後が38%となっています。

経営規模拡大時期は、1年～5年後が最も多いのに対し、経営規模縮小時期は1年～5年後が51%を占めているものの6年～10年後も38%あり、経営規模拡大時期と経営規模縮小時期には、乖離があります。

今後、離農する農家から多量の農地が供給されてくると見込まれることから、現在、拡大希望を持っている経営体の意向を優先させて、早期に規模拡大が出来るような支援が必要と考えられます。

表 17 経営規模拡大時期

	1年～5年後		6年～10年後		10年以上先		無回答
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数
日詰地区	2	100%	0	0%	0	0%	0
古館地区	2	100%	0	0%	0	0%	0
水分地区	8	67%	3	25%	0	0%	1
志和地区	17	74%	5	22%	0	0%	1
赤石地区	3	100%	0	0%	0	0%	0
彦部地区	5	83%	1	17%	0	0%	0
佐比内地区	2	67%	0	0%	0	0%	1
赤沢地区	3	75%	1	25%	0	0%	0
長岡地区	7	58%	4	33%	0	0%	1
合計	49	73%	14	21%	0	0%	4

資料：営農意向調査（2024年 紫波町）

表 18 経営規模縮小時期

	1年～5年後		6年～10年後		10年以上先		無回答
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数
日詰地区	5	56%	4	44%	0	0%	0
古館地区	45	56%	24	30%	0	0%	11
水分地区	27	52%	15	29%	10	19%	0
志和地区	39	45%	37	43%	0	0%	11
赤石地区	27	47%	24	41%	0	0%	7
彦部地区	31	62%	16	32%	0	0%	3
佐比内地区	22	47%	20	43%	0	0%	5
赤沢地区	25	47%	20	38%	0	0%	8
長岡地区	25	50%	25	50%	0	0%	0
合計	246	51%	185	38%	10	2%	45

資料：営農意向調査（2024年 紫波町）

(5) 農地バンクの活用意向

農地バンクを活用してもいいと回答したのは、町合計で 65%となっています。農地バンクを活用してもいいと回答した割合が多いのは、水分地区 72%、赤石地区 67%、彦部地区 66%で、農地バンクを活用したくないと回答した経営体の割合が多いのは、日詰地区 32%、佐比内地区 23%、赤沢地区 23%となっています。

平坦水田地域では、活用してもいい割合が高く、丘陵果樹地域では活用したくない割合が高い傾向がみられます。

農地バンクを活用してもいいと回答している経営体が 65%あることから、農地中間管理事業のPRと事業内容の紹介をさらに強化することにより、農地中間管理事業を活用する経営体を増やせる可能性があると考えられます。

表 19 農地バンクの活用意向

地区	活用してもいい		活用したくない		無回答
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	
日詰	18	58%	10	32%	3
古館	140	63%	34	15%	48
水分	116	72%	21	13%	24
志和	214	63%	38	11%	88
赤石	141	67%	38	18%	30
彦部	143	66%	34	16%	40
佐比内	78	65%	27	23%	15
赤沢	88	58%	35	23%	28
長岡	119	66%	30	17%	31
合計	1,057	65%	267	16%	307

資料：営農意向調査（2024 年 紫波町）

(6) 農地交換の意向

農地交換に対する意向で、農地交換してもいいと回答した経営体の町合計の割合は 39%で、農地交換はしないと回答した割合は 36%で、ほぼ同程度となっています。

農地を交換してもいいと回答している経営体の割合が高いのは、日詰地区 48%、長岡地区 47%、赤沢地区 43%で、農地交換をしないと回答している経営体の割合が高いのは、佐比内地区 43%、古館地区 40%、赤石地区 40%となっています。

農地交換をしてもいいと回答した経営体が、町合計で 39%あることから、地域計画や目標地図を作成する地域での話し合いを通じて、農地交換を行って農地の団地化を進められる可能性があると考えられます。

表 20 農地交換の意向

地区	農地交換してもいい		農地交換はしない		無回答
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	
日詰	15	48%	9	29%	7
古館	64	29%	89	40%	69
水分	67	42%	56	35%	38
志和	135	40%	96	28%	109
赤石	77	37%	83	40%	49
彦部	80	37%	82	38%	55
佐比内	44	37%	52	43%	24
赤沢	65	43%	59	39%	27
長岡	85	47%	58	32%	37
合計	632	39%	584	36%	415

資料：営農意向調査（2024 年 紫波町）

4 地域農業の課題

(1) 農業地域区分

地域の地勢条件や交通網の発達状況により、地域の主要作物や農外への就業状況が規定されてくることから、紫波町を平坦水田地域、丘陵果樹地域、混住兼業地域、山間地域にわけて現状の課題と将来の農業の在り方を整理しています。

図1 農業地域区分と地区名

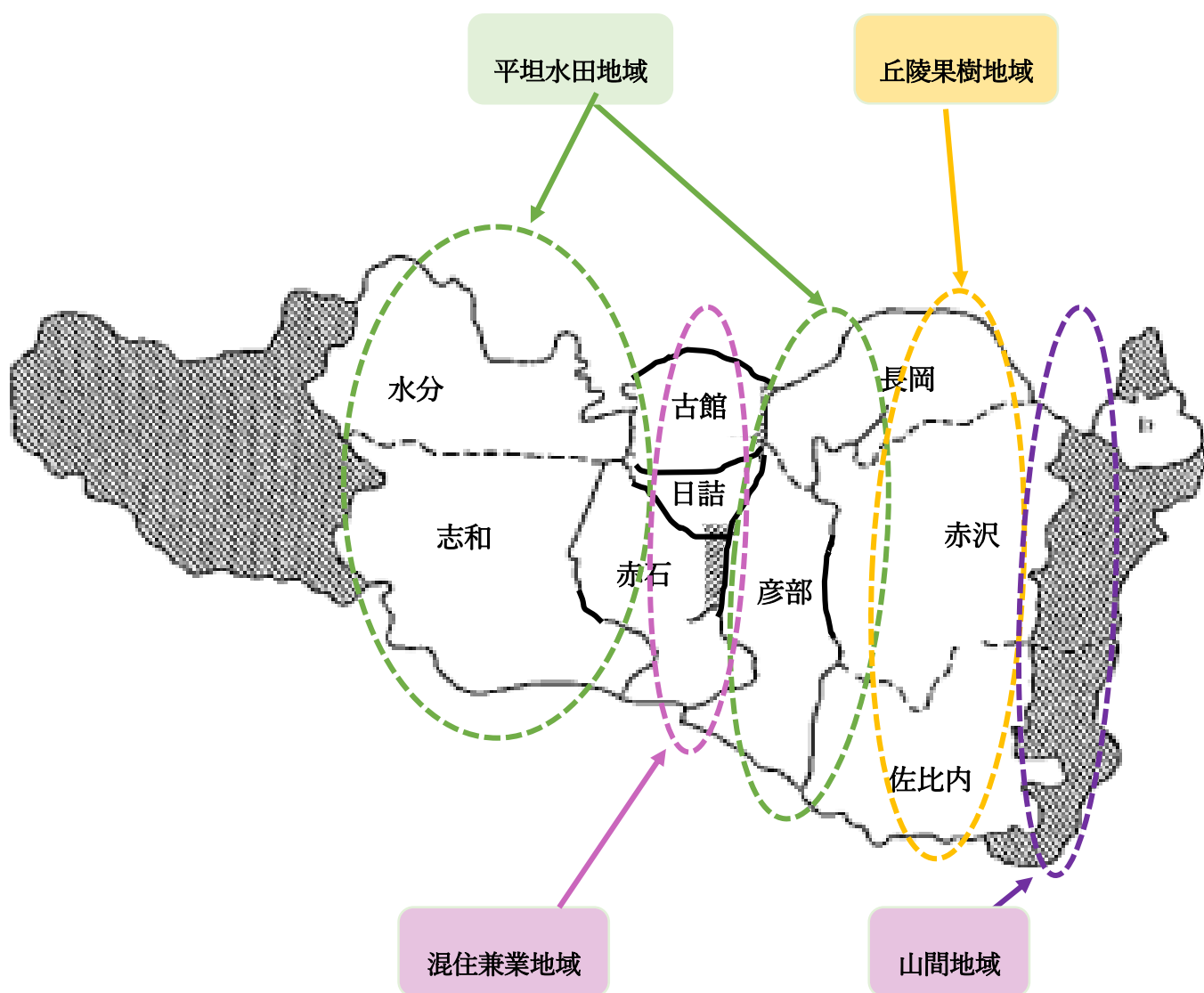


表 21 農業地域区分と地区名

農業地域区分	地 区 名
平坦水田地域	水分地区、志和地区、赤石地区西部、彦部地区、長岡地区西部
丘陵果樹地域	佐比内地区、赤沢地区、長岡地区東部、(古館丘陵果樹地域)
混住兼業地域	古館地区、日詰地区、赤石地区東部
山間地域	佐比内地区山間部、赤沢地区山間部、長岡地区山間部

表 22 区分名と集落名

地 区 名	集 落 名
日詰地区	鍛冶町、寺小路、街道、西裏 4 集落
古館地区	中陣、十日市、下町、上町、陣ヶ岡 5 集落
水分地区	上松本、升沢、宮手、下松本、吉水、小屋敷、上山、南伝法寺 8 集落
志和地区	新山、志和町、志和町第一、八幡、稲藤（北部）、稲藤（南部）、田面木、牡丹野、中央、沢田、北田、権現堂、漆立、十二神、上久保、丹後、新田、岡田、越田、南山王 20 集落
赤石地区東部	高木、桜町北通、桜町南通、北日詰、大成、大日堂、箱清水 7 集落
赤石地区西部	平沢上通、平沢中通、平沢北通、野岸、京田、小路口、蔭沼、甘木、犬渕 9 集落
彦部地区	彦部南向、彦部北向、大巻、星山、犬吠森 5 集落
佐比内地区	正分沢、鴨目田、平栗、中屋敷、川原町、芳沢、細峯、中沢、砥ヶ崎、横町、十二神、館前、神田、横寺、田屋、黒森、山崎、牛の頭 18 集落
赤沢地区	白石、赤沢、牛ヶ馬場、漆山、船久保、紫野、遠山、北田、下山屋、上山屋 10 集落
長岡地区東部	大志田、北沢、常川、横沢 4 集落
長岡地区西部	栃内、東長岡、六日町、西長岡、犬草 5 集落

(2) 平坦水田地域の課題

ア 農業労働力の減少の加速化

当地域は、当町の基幹作物である水稻の主産地となっています。稲作は、機械化が進んでいるため、準主業、副業的農家の割合が高くなっています。

また当町の基幹的農業従事者の年齢は、県平均を上回って高齢化が進んでいるため、今後、県平均を上回るスピードで農業者のリタイアが進むことが懸念されています。

従来、兼業先の定年により 60 歳～70 歳の年齢階層の他産業従事者が農業に還流することにより、この年齢階層の基幹的農業従事者数が増加していましたが、近年、定年制延長等により 60 歳を超えても他産業に従事する人数が増加したため、60 歳～70 歳の年齢階層の基幹的農業従事者数の増加が減少してきています。

このため、今後、基幹的農業従事者数の減少が加速化していくことが課題となっています。

イ 稲作経営の収益悪化と経営規模拡大意欲の低下

近年、水稻の生産資材や農業機械の高騰により稲作の収益性が低下しているため、経営規模を拡大する経営体が減少してきており、借地を返却する認定農業者も出てきています。

また、これまで地域の水田の受け皿となってきた大規模法人においても、労働力を確保できず、経営規模の拡大が難しくなってきたり、これ以上水稻として農地を引き受けることが困難となってきたりすることが課題となっています。

ウ 非法人の集落営農の経営持続

当町は、県内では、先駆的に集落営農に取り組まれ、集落営農数が多く、一経営体当たりの経営面積は県内で最も大きくなっていますが、当町の集落営農 47 経営体のうち法人化しているのは、15 経営体で、非法人の集落営農が、32 経営体（68%）あります。非法人の集落営農の経営耕地面積の合計は、1,523ha で法人の集落営農の経営耕地面積の合計 1,106ha を上回り重要な役割を果たしています。

また、転作の小麦は、集落営農で経営しているものの、水稻は、枝番管理で構成員が個別に経営されている集落営農が多く、稲作の経営的な統合が進んでいない状況にあります。

非法人の集落営農では、構成員の高齢化とともに経営規模を縮小する集落営農が出てくるなど、非法人の集落営農の経営の持続が課題となっています。

エ 省力的な転作作物の導入

主食用米の需要減少により、水田転作面積が増加していますが、当町の転作作物が小麦に特化しているため、連作障害の発生による単収低下や乾燥貯蔵施設が満杯となり小麦の作付面積をこれ以上拡大できない状況となっています。

これまで、水田転作で取り組まれてきたキュウリ、トマト、ピーマンの果菜類は、収穫作業が機械化されていないため、栽培農家の高齢化により、近年、一貫して栽培面積が減少しています。

このため、小麦の輪作作物として子実トウモロコシ、大豆の導入や機械化一貫体系が確立されている園芸品目など省力的な転作作物を導入することが課題となっています。

オ 資源循環型農業の推進

輸入している化学肥料と濃厚飼料の価格が高騰し、耕種農家と畜産農家の経営を圧迫しています。また、農家の高齢化の影響により、耕種農家の堆肥の投入が減少し、大規模畜産経営体の糞尿処理が課題となっています。

このため、町内で濃厚飼料の原料生産を拡大し、飼料自給率を高めるとともに、堆肥投入量を増やして化学肥料の投入量を減らす資源循環型農業を推進することが課題となっています。

(3) 丘陵果樹地域の課題

ア 果樹作の認定農業者の経営の持続

果樹作は、栽培管理の機械化が進んでいないため、摘果や収穫作業に大量の労働力を必要としています。果樹農家の高齢化と雇用労働力の減少による労働力不足により、近年、リンゴとブドウの栽培面積が減少していることから、繁忙期に短期的な労働力の確保を進め、果樹作の認定農業者の経営を持続させることが課題となっています。

イ 離農する農家の樹園地の継承

果樹の栽培面積を拡大する希望を持つ認定農業者がほとんどないため、高齢化によりリタイアした果樹農家の樹園地を引き受ける経営体を見つけるのが困難になってきています。

廃作した果樹園を放置すると病害虫の発生源にもなることから、規模縮小する果樹作経営体の樹園地の継承が課題となっています。

ウ 水田の引き受け手の確保

当地域では、果樹を経営の柱とする農家が多く、河川沿いに帯状にある小規模の水田が多いため、リタイアする農家から供給されてくる水田を引き受ける水田作の認定農業者や集落営農などの水田の引き受け手がないことが課題となっています。

(4) 混住兼業地域の課題

ア 農地の引き受け手の確保

当地域は、経営規模が小さく隣接する盛岡市や花巻市への通勤兼業農家が多い地域となっています。

また、国道4号線、東北本線の交通の利便性を活かし盛岡市や花巻市のベッドタウンとして住宅地の開発が進んでいます。

当地域は、町内では、農業者の高齢化が最も進むとともに、農業後継者の確保割合が最も低いなど、担い手が少ない地域となっていることから、リタイアする農家から供給されてくる農地の引き受け手を確保することが課題となっています。

イ 農地の分散錯圃の解消

当地域は、居住地域が旧奥州街道沿いにまとまっているのに対し、農地が広い範囲に分散しています。

また、地域内の認定農業者が極めて少ないことから、地域外の認定農業者による借地や作業受託が入り作となっており、耕作する農地の分散錯圃が著しいことが課題となっています。

ウ 低利用農地の有効活用

当地域の住宅地周辺では、草刈だけを行っている低利用農地があり、有効活用が課題となっています。

(5) 山間地域の課題

ア 荒廃農地の増加による鳥獣被害の拡大

当地域は、沢沿いの狭隘な水田での水稻と果樹栽培がおこなわれていますが、経営規模が小さいことや、近年多発しているシカ、イノシシ、クマによる農作物被害により営農の継続が難しくなっており、圃場条件の悪い場所から耕作放棄が進み荒廃農地が増加しています。

荒廃農地は、獣害発生の要因ともなっていることから、リタイアする農家から供給された農地が荒廃農地にならないようにすることが課題となっています。

第2章 地域における農業の将来の在り方

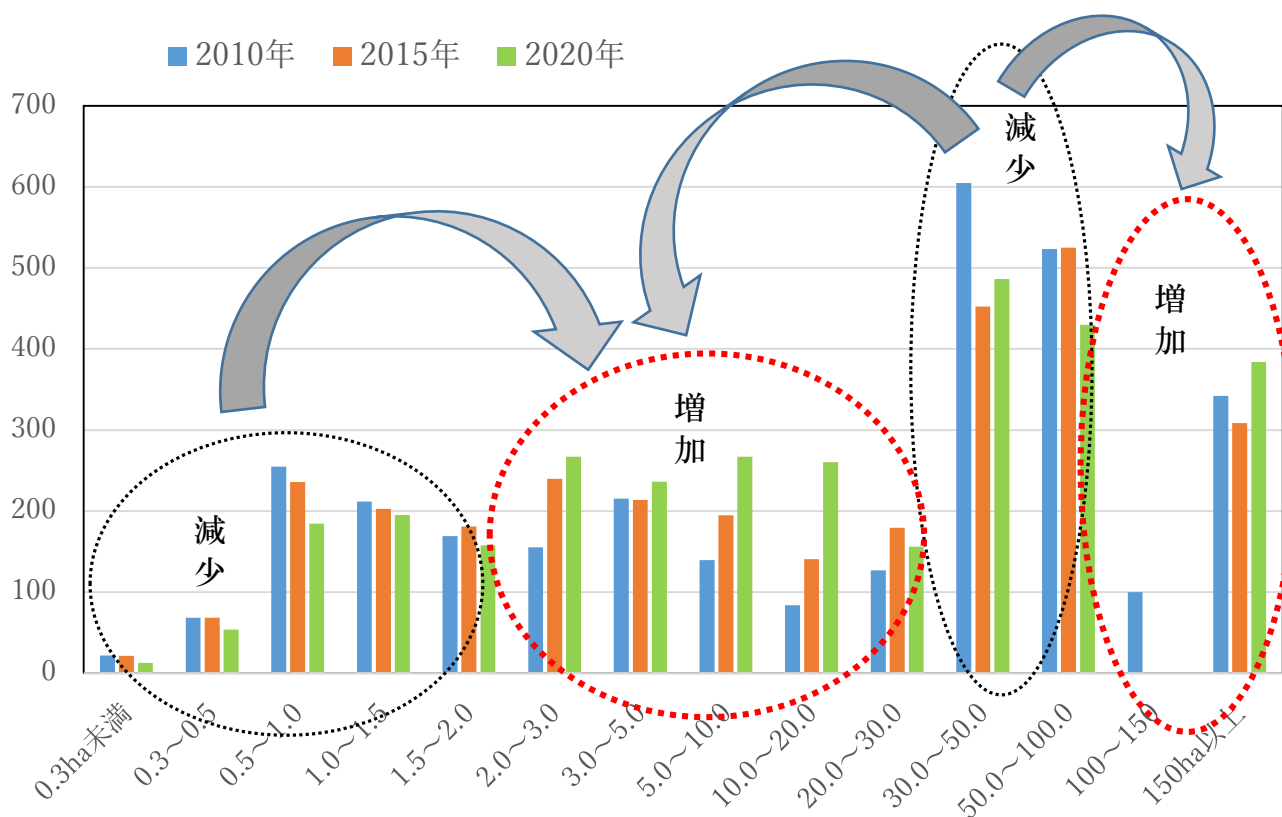
1 水稲作付面積規模階層別作付面積の動向と今後の担い手の見通し

当町の水稲作付面積規模別の作付面積の動向は、2010年～2020年にかけて、2.0ha以下と30ha～50haの作付規模の階層の作付面積が減少し、2ha～30haと100ha以上の作付規模階層の作付面積が増加しています。

このことから、紫波町の水田作経営の経営規模の分解基軸は、個人経営で2ha、団体経営で100ha程度とみられ、今後、2ha～30haの階層の個人経営体と100ha以上の階層の団体経営体の作付面積が増加していくと考えられます。

水稲作付面積が30ha～100haの階層で水稲作付面積が減少しているのは、この作付面積規模には、非法人の集落営農が多くあるため、構成員の高齢化に伴い、作付面積が減少していると推察さ、今後、引き続き作付面積が減少していくのではないかと考えられます。

図2 紫波町の水稲作付面積規模別水稲作付面積の推移（ha）



2 今後想定される水田作経営を担う者の姿

水稲作付面積規模階層別の作付面積の動向と今後の担い手の見通しをもとに、今後の水田作経営を担う者は、地域の水田の受け皿になる水田作メガファーム（水田作大規模法人）、認定農業者（基本構想目標所得到達者含む）、集落営農連携法人、農地の一元的管理主体、個人経営体（準主業農家、副業的農家）、多様な担い手（半農半X、農ある暮らし）、農業支援サービス事業体になると想定されます。

（1）水田作メガファーム

町内には、現在、経営規模が50ha以上の集落型法人が10法人あります。これらの法人は、今後とも、地域の水田の引き受け手として重要な役割を果たしていく経営体として位置付けられます。

地域の理解を得ながら、既存の大規模水田作経営の経営規模をさらに拡大し、100ha以上の水田作メガファームに育成していくことが必要と考えられます。

（2）認定農業者

当町の認定農業者の経営面積と拡大目標面積は、個人経営体と法人経営体がそれぞれ約半分であることから、水田作経営の担い手として、今後とも、個人と法人の認定農業者を位置付けていくことが必要と考えられます。

水田作経営の認定農業者については、町の農業経営基盤強化促進法の基本構想に掲げている水田作の営農類型の個人経営体30ha～30ha、組織経営体（法人）30ha～50haの経営規模達成に向けて引き続き支援していくことが必要と考えられます。

（3）集落営農の広域連携法人

当町の集落営農47経営体のうち法人化しているのは、15経営体で、非法人の集落営農が、32経営体（68%）あります。非法人の集落営農の経営耕地面積の合計は、1,523haで法人の集落営農の経営耕地面積の合計1,106haを上回り重要な役割を果たしています。

集落営農が設立されて十数年経過しているものの、非法人のままの集落営農が約7割を占めており、構成員の高齢化とともに経営の持続が課題となっています。

非法人の集落営農は、地域計画の地域の話し合いの中で、集落営農の今後の経営について検討することが必要と考えられます。今後、法人化して認定農業者や水田作メガファームになる方向を目指すのか、現在の集落営農が単独での法人化が困難な場合には、地域の複数の集落営農が連携して法人化を目指すのかを検討することが必要と考えられます。

（4）地域の農地の一元的管理主体

丘陵果樹地域や混住兼業地域で水稲作の大規模経営がないところでは、非法人の集落営農がこれまでの地域とのつながりを生かしながら、地域の農地の一元的に管理する主体となることも検討することが必要と考えられます。

(5) 個人経営体

現在、個人経営で営農している準主業農家や副業的農家は、今後、農業経営を拡大して認定農業者になるのか、現状の規模で地域の農業を担う者として自家農業を維持したり、多様な担い手となって、地域の農地の維持管理に貢献してもらうことが必要と考えられます。

(6) 多様な担い手

現在の認定農業者だけでは、今後、多量に供給されてくる農地を活用しきれないことから、混住兼業地域や丘陵果樹地域で担い手が少ない地域では、半農半Xや農ある暮らしをめざす非農家も多様な担い手として地域の農地の維持管理に貢献する者として位置付けていくことが必要と考えられます。

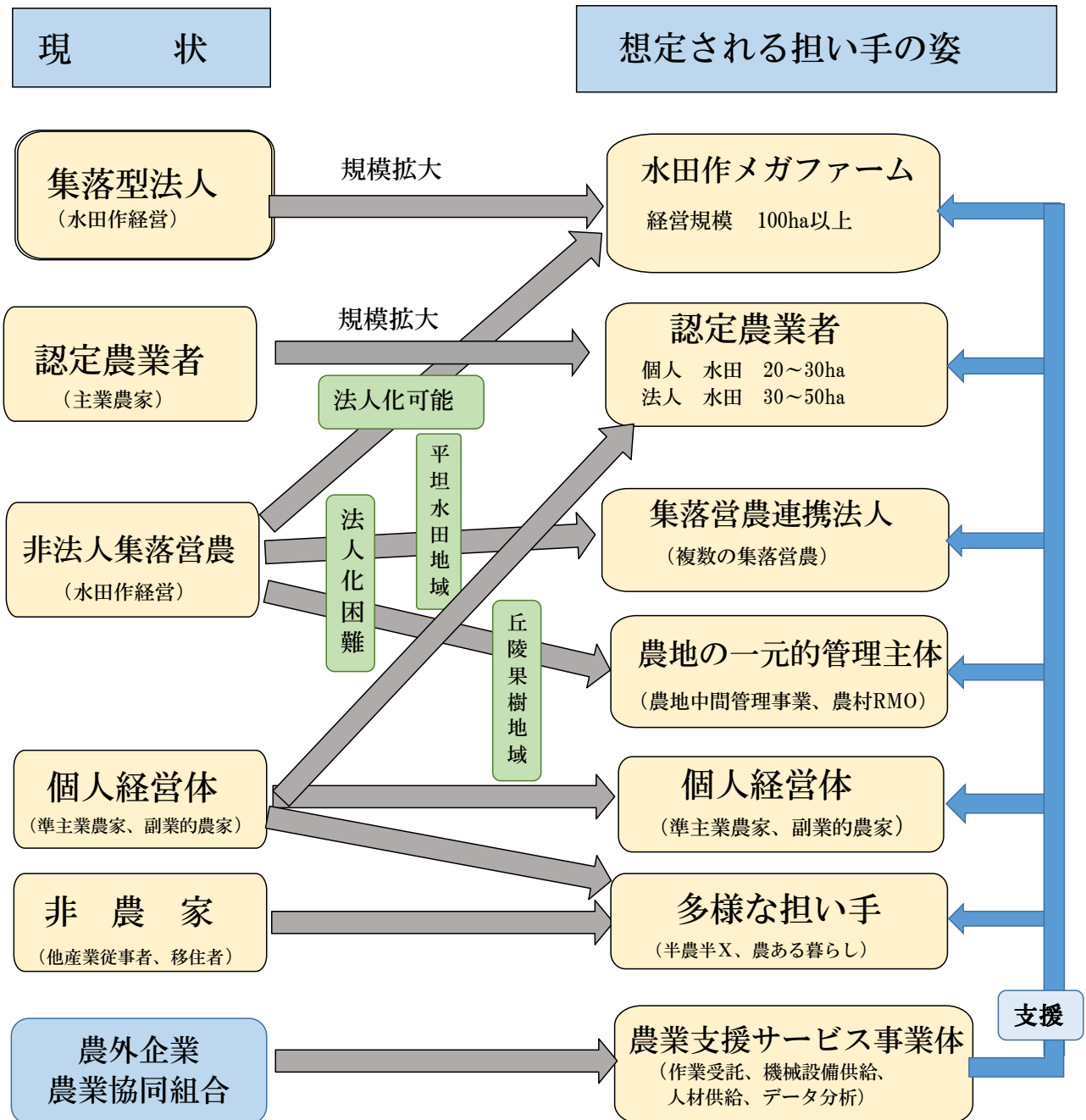
(7) 農業支援サービス事業体

農作業の受託農家も高齢化が進み受託面積が減少しているため、農外企業やJAによる農業支援サービスが必要となってきています。

このため町内にある農業支援サービス事業体の活用を進め、農業支援サービス事業体の受託面積の拡大を促進し経営基盤を強化していくことが必要と考えられます。

また、JAによる農業支援サービスの強化についても検討していくことが必要と考えられます。

図3 今後想定される水田作経営を担う者の姿



3 地域別農業の在り方

(1) 平坦水田地域の農業の在り方

ア 稲作の省力栽培技術の導入

今後急激に基幹的農業従事者が減少することから、省力的な栽培が可能な直播栽培（冬季播種、湛水直播、乾田直播）への取組やスマート農業機械（自動操舵トラクタ、自動操舵田植え機、ドローン、自動給水施設等）の導入により、稲作の省力化に取り組む必要があると考えられます。

ただし、スマート農業機械の導入により増加する固定費を軽減するために、機械の導入と合わせて経営規模拡大に取り組むことが必要と考えられます。

イ 省力的な水田転作作物の導入

農業労働力の減少と主食用米の需要が減少していく中では、より省力的な転作作物を取り入れていくことが必要と考えられます。

- ・畑作物：子実トウモロコシ
- ・園芸作物：タマネギ、ジャガイモ、ネギ、加工トマト等

特に、小麦の作付面積が多い志和地区、赤石地区、水分地区では、小麦の連作による単収の低下や乾燥施設の有効活用のためにも輪作作物として子実トウモロコシの栽培を検討することも必要と考えられます。また、小麦の多品種化（もち性小麦もち姫）や小麦より収穫時期が早い大麦の栽培も検討することが必要と考えられます。

ウ J Aのブランド野菜品目の新規就農者の確保

当町では、これまで、水田転作田を活用した園芸品目としてキュウリ、トマト、ピーマンのブランド産地となっていましたが、果菜類は、機械収穫ができないため、栽培農家の高齢化と雇用労働力の減少により、作付面積が一貫して減少しています。

J Aのブランド品目のロットを確保するためには、新規就農者の確保が必要と考えられます。

特に露地野菜部門の販売金額が第一位の経営体数が多い、志和地区、彦部地区、佐比内地区、赤沢地区、長岡地区では、J Aのブランド品目の新規就農者を確保していくことが必要と考えられます。

エ 認定農業者の経営規模拡大

個人経営の稲作の認定農業者には、経営規模拡大意向がある経営体が多いことから、稲作の認定農業者の経営規模拡大を促進することが必要と考えられます。

特に規模拡大志向の農家が多い、水分地区、志和地区、彦部地区では、地域の農地の受け皿としても稲作の認定農業者の経営規模拡大を促進する必要があると考えられます。

オ 水田作メガファーム育成

今後、多量に供給されてくる水田の地域の受け皿となる水田作メガファーム（水田作大規模法人経営体）の育成に取り組む必要があると考えられます。

特に、今後、供給過剰となる農地面積が多くなると見込まれる志和地区、赤石地区では、既存の認定農業者による経営規模拡大だけでは、農地を吸収しきれないと試算されることから、地域の水田の受け皿となる水田作メガファームを育成していくことが必要と考えられます。

現在、大規模水田作法人経営体がある水分地区、赤石地区、彦部地区、長岡西部地区では、現在の大規模水田作法人経営体をメガファームとして育成していく必要があると考えられます。

カ 非法人の集落営農の広域連携

当町の集落営農の経営耕地面積 2,629h のうち非法人の集落営農の経営耕地面積が 1,523ha あり、非法人の集落営農の持続が重要な課題です。（※2（1）故金経営の経営体数と供給農地面積の予測値には、集落営農の経営耕地面積は含まれていません）

経営規模が小さい集落営農は、連携してドローンの活用や事務の共同化を進めて経営の効率化を図るとともに、広域で連携した法人の設立に取り組むことも必要と考えられます。

特に、非法人の集落営農が多い、志和地区（非法人 19 経営体）と赤石地区（非法人 6 経営体）では、非法人の集落営農の経営を持続させるための選択肢の一つとして集落営農の広域連携や広域連携して法人化することを検討する必要があると考えられます。

キ 耕畜連携による資源循環型農業の確立

化学肥料や濃厚飼料の価格が高騰し、耕種農家と畜産農家の経営を圧迫していることから、水稻と肉用牛の複合経営が多い、志和地区、水分地区、赤石地区を中心に、ホールクロップサイレージや子実トウモロコシの生産を拡大し、耕畜連携による資源循環型農業を確立していくことが必要と考えられます。

- ・子実トウモロコシ生産拡大による濃厚飼料の地域自給率向上と堆肥の農地への還元
- ・町産もち米やホールクロップサイレージを給与するもちもち牛の生産拡大

（2）丘陵果樹地域の農業の在り方

ア 雇用労働力の確保

果樹作は、摘果、収穫作業に大量の労働力が必要になるため、グリーンヘルパー制度やデイワークス等のマッチングアプリを活用して短期雇用労働力を確保していくことが必要と考えられます。

イ 第三者継承による新規就農者の確保

現在、果樹作の認定農業者には樹園地を拡大する意向がないことから、第三者継承による新規就農者の確保に取り組んでいくことが必要と考えられます。

特に、今後、大量の樹園地が供給されてくる赤沢地区、古館地区、長岡地区、佐比内地区では、第三者継承による果樹園の継承を検討することが必要と考えられます。

ウ 地域の農地を一元的に管理する仕組みの検討

当地域は、果樹を経営の柱とする経営体が多く水田作の担い手が少ないことから、耕作放棄地の発生を抑えるために地域の水田を一元的に管理し、地域の人々で水田を維持する仕組みを検討することも必要と考えられます。

(3) 混住兼業地域の農業の在り方

ア 認定農業者の経営拡大支援

担い手が数少ない地域ではあるものの、現在、農地の引き受け手となっている認定農業者への農地の集積と経営規模拡大を促進していくことが必要と考えられます。

イ 地域の農地を一元的に管理する仕組みの検討

地域内の認定農業者だけでは、今後大量に供給されてくる農地を引き受けきれないと見込まれることから、地域の農地を一元的に管理する主体を作って、地域の農地をまとめて地域外の担い手へ集積することも検討が必要と考えられます。

ウ 農業体験農園の設置推進

住宅地周辺の低利用農地を活用して非農家が野菜栽培をできる体験農園や市民農園の設置を促進し、半農半Xや農ある暮らしのライフスタイルを実現できる場を作っていくことも必要と考えられます。

ただし、当地域は、町内では最も高齢化が進み、後継者の確保も進んでいないことから、個別経営体が単独で農業体験農園を設置するのは困難な状況にあるため、農業体験農園の開設を支援する主体の創設が必要と考えられます。

(4) 山間地域の農業の在り方

ア 荒廃農地の発生防止

現在、林業経営として成り立つ新たな樹種として可能性のあるウルシについて町有地で栽培試験を実施しています。実証試験の結果を見ながら、ウルシの植栽を検討するとともに、花木の枝物の生産可能性を検討しながら、荒廃農地の発生を防止することが必要と考えられます。

第3章 農業者及び区域内の関係者が目標を達成するためにとるべき必要な措置

現状のまま推移すると 10 年後までに個人経営の農家の約半数が離農し、離農する農家から約 1,000ha の農地が供給されると見込まれます。一方、現在の認定農業者の拡大目標面積は、約 200ha しかなく、約 800ha の農地が供給過剰となり、多量の荒廃農地が発生することが懸念されます。

このため、地域計画を作成するための協議の場で、10 年後に誰がどここの農地を耕作するのかを議論しても、圧倒的に過剰になる農地が多いことから、10 年後の耕作者を決めることが困難な状況にあります。

したがって、地域計画の協議の場では、地域でどんな担い手をどうやって確保して行くのかを同時に議論する必要があります。

水田作経営の担い手や果樹作経営の担い手を確保するための検討素材として担い手確保リーディングプロジェクト（案）が考えられます。

1 担い手確保リーディングプロジェクト

（1）水田作担い手確保リーディングプロジェクト

ア 水田作メガファーム育成

＜背景とねらい＞

農業従事者の高齢化の進行にともない、今後大量に水田が供給されてくると見込まれますが、既存の認定農業者だけでは、農地を活用しきれないため、地域の水田の受け皿となる大規模水田作経営体の育成を目指します。

＜目指す水田作メガファームの姿＞

経営形態：株式会社、農事組合法人、一般社団法人

経営規模：100ha 以上

営農形態：水稲（移植＋直播）＋畑作（麦、大豆、子実トウモロコシ）

＋機械化一貫体系確立野菜（タマネギ、ジャガイモ、ネギ等）の輪作体系

労働力：経営者＋雇用従業員

雇用条件：他産業並みの給与水準と法定厚生福利費（厚生年金、社会保険）

資本装備：大規模畑作機械体系（トラクタ、プラウ、ハロー、汎用コンバイン等）

スマート農業機械

（ロボットトラクタ、自動操舵田植機、水管理システム、ドローン、リモコン除草機、スマート乾燥調製施設、経営管理システム）

イ 集落営農広域連携

<背景とねらい>

当町の集落営農組織は設立後 10 数年経過したものの法人化率は 30%にとどまり、非法人の集落営農では、構成員の高齢化により組織の持続が困難になりつつあることから、集落営農の広域連携と広域連携による法人化を進め、作業機械の稼働率の向上や事務の省力化、担い手の確保を図り経営の持続をめざします。

<目指す広域連携の姿>

広域連携内容：ドローン等の機械の共同購入、オペレータの共同雇用、事務作業の共同化
連携法人設立：複数の集落営農が連携して法人を設立

ウ 農地の一元的管理主体創設

<背景とねらい>

現状の農地の所有形態は小規模分散錯圖となっており、経営規模を拡大しても生産性が上がらない状況となっているため、地域の農地を一元的に管理する主体を創設し、生産圃場の団地化を進め生産性の向上を目指します。

また、丘陵果樹地域で水田作の大規模経営体がないところでは、地域のみんなで農地を管理するための農地の一元的管理主体の創設を目指します。

<目指す一元的管理の仕組み>

地域の農地の所有者全員が農地中間管理事業を活用し、地域のすべての農地を農地中間管理機構に貸し出します。

地域の農地を一元的に管理する主体が農地中間管理機構から地域の農地をすべて借り入れて農業経営を行います。

経営内容：農業経営、農作業受委託、農地の保全管理

地域の多様な志向を持った経営体との共栄共存

- ・ 規模縮小志向経営体・土地持ち非農家

一元的管理主体が規模縮小農家から農地を借り入れ、都と所有者に地代を支払う。

- ・ 自作志向経営体

一元的管理主体が機械作業をできない経営体から機械作業を受託したり、水管理や畦畔の除草が可能な経営体には、一元的管理主体から栽培管理作業を委託し、管理料を支払う。

- ・ 規模拡大志向経営体

一元的管理主体から規模拡大志向経営体に特定農作業委託し規模拡大を支援する。

エ 農業支援サービス事業体育成

<背景とねらい>

作業受託している経営者の高齢化により、町全体の作業受託面積が減少していることから、農業経営を支援するサービス事業体の育成と活用を進めます。

<目指す農業支援サービス内容>

- ・ 作業受託サービス：ドローンによる防除、リモコン除草機作業等
- ・ 機械設備供給サービス：農業機械のリース・レンタル、シェアリング
- ・ 人材供給サービス：人材派遣
- ・ データ分析サービス：生産、市況等

(2) 果樹作担い手確保リーディングプロジェクト

ア マッチングアプリを活用した短期雇用確保

<背景とねらい>

果樹作経営では摘果、着色管理、収穫、剪定等の機械化できない作業が多いため、果樹経営者の高齢化と地域からの雇用の減少により、栽培面積の減少が進んでいます。

果樹作は、作業が初夏と秋に集中するため、周年雇用が困難であることから、初夏と秋の繁忙期に短期間の雇用調達を目指します。

<目指す短期雇用確保の姿>

雇用マッチングアプリ Daywork を活用し、雇用する農業経営体と応募する者が1日単位のマッチングを行う。

ブドウ、リンゴの果樹作経営体でマッチングアプリの実証を行う。

2 就農タイプ別新規就農者確保リーディングプロジェクト

これまでの新規就農は、就農希望者の希望に基づいて多様な品目や多様な栽培方法で就農していますが、独自の希望に基づいて就農した結果、栽培技術の習熟や独自の販路の確保に苦労している事例が見られます。

このため、地域で必要とする担い手の姿を明確にし、地域で必要とする担い手に合致する新規就農者を就農タイプ別に募集する方策を検討する必要があります。

今後、地域で必要とする担い手として想定される担い手の姿と新規就農者の就農タイプを整理すると以下の通りと考えられます。

今後は、水田作メガファーム、集落営農連携法人、農地の一元的管理主体の大規模水田作法人経営体に雇用されて就農する「水田作メガファーム就農タイプ」、実家の認定農業者の経営を継承する「認定農業者親元就農タイプ」、第三者が認定農業者の経営を継承する「認定農業者第三者継承タイプ」、J Aのブランド品目であるリンゴ、ブドウ、トマト、キュウリ、ピーマン等を栽培して就農する「J Aブランド品目就農タイプ」、半農半Xや農ある暮らしを目指して就農する「農村移住就農タイプ」として新規就農者の出口を明確にして募集するのが効率的と考えられます。

図4 想定される担い手の姿と新規就農タイプ

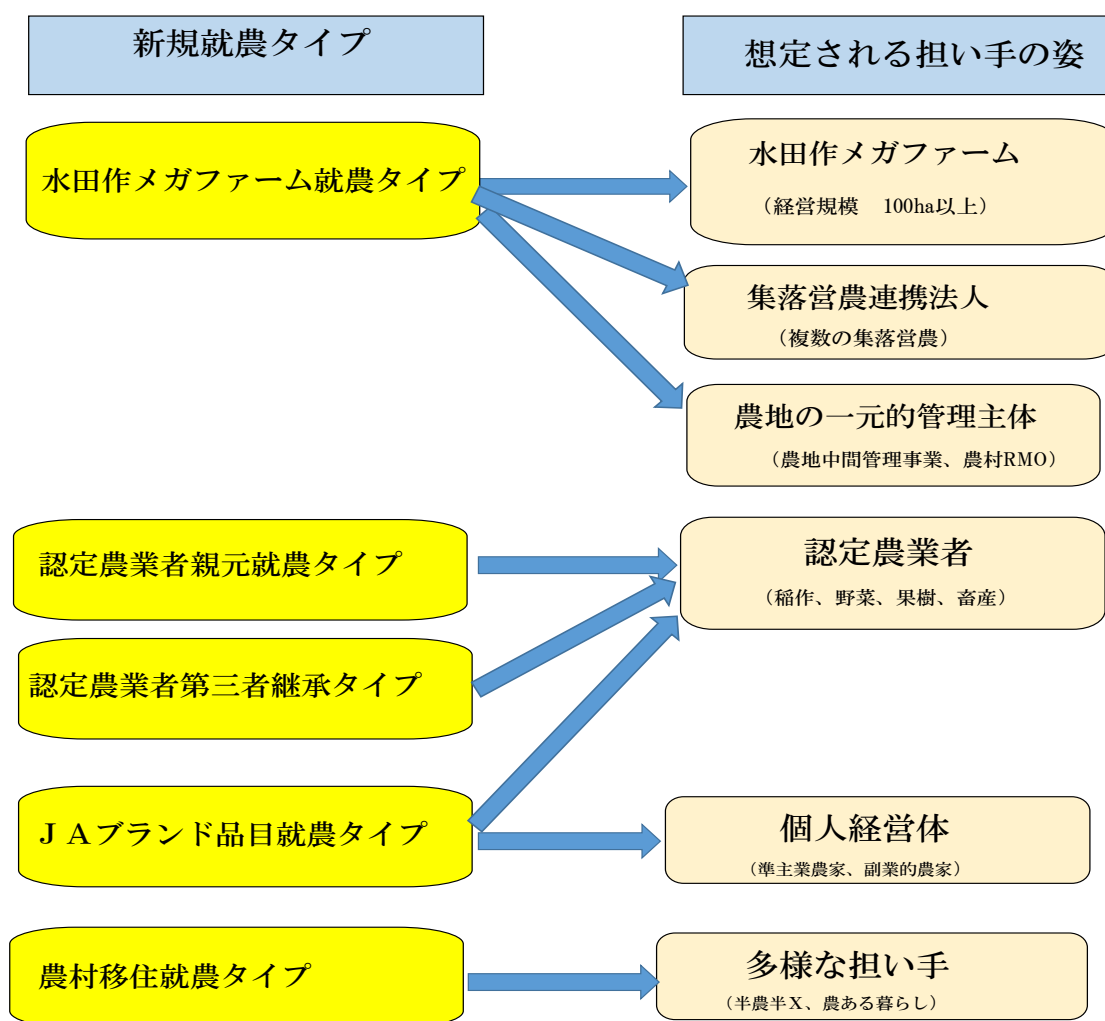


表 24 就農タイプ別確保目的、対象品目、主な支援策

就農タイプ	確 保 目 的	対 象 品 目	主 な 支 援 策
水田作メガファーム 就農タイプ	地域の農地の受け皿と なる大規模法人の人材 を雇用により確保	機械一貫体系が確立され た省力的作物 水稲、麦、大豆、子実ト ウモロコシ、タマネギ、 ネギ、ジャガイモ等	地域おこし協力隊 新規就農者育成総合対策 (雇用就農資金)
認定農業者親元就農 タイプ	認定農業者の維持	認定農業者の経営品目	親元就農支援補助金（紫 波町）
認定農業者第三者継 承就農タイプ	認定農業者の確保	認定農業者の経営品目	経営発展支援事業
J A ブランド品目 就農タイプ	J A ブランド品目の維 持・拡大	果樹：リンゴ、ブドウ 野菜：キュウリ、トマ ト、ピーマン 花き：リンドウ 畜産：肥育牛、繁殖牛	新規就農者育成総合対策 (経営開始資金、就農準 備資金、経営発展支援事 業)
農村移住就農タイプ	定住人口の増加	上記以外の品目	農業体験農園設置推進

表 25 就農タイプ別の研修～就農の流れ

就 農 タ イ プ	研 修 ～ 就 農 の 流 れ
水田作メガファーム就農タイプ	・大規模水田作法人経営体に雇用就農し、栽培技術、経営管理等の研修を受け、研修終了後は、法人の職員となる。
認定農業者親元就農タイプ	・認定農業者の後継者が自家で栽培技術や経営管理技術を研修しながら親元で就農する。 ・研修終了後は、自家の農地、機械施設等の経営資源を継承する。
認定農業者第三者継承就農タイプ	・非農家の就農希望者と認定農業者が伴走しながら栽培技術や経営管理を研修する。 ・研修先の認定農業者の農地・農業機械施設をリースもしくは購入し、新規就農する。
J A ブランド品目就農タイプ	・J A のブランド品目を維持・拡大するために J A が中心となって研修と就農支援を行う。 < J A 専門部会 > ・生産部会の役員や先進経営体で栽培技術の研修を受け。 ・経営を開始するに当たっては、部会員の遊休施設、中古農業機械を斡旋するなどの支援を行う。 ・就農後も就農先の近隣の部会役員や先進経営体が師匠となって継続支援する。 ・新規就農者は、J A 組合員となって系統出荷を中心に販売する。
農村移住就農タイプ	・農業体験農園等で農作業体験をしながら、野菜等の栽培技術を習得する。 ・栽培技術習得後は、小規模な農業経営を開始し、半農半 X や農ある暮らしを実現する。 ・野菜等の生産量が多くなったら、産直組合員となって産直を中心に販売する。

3 リーディングプロジェクトの想定適用地域

これまで実施してきている「農地有効活用リーディングプロジェクト」と、今後、想定する「担い手確保リーディングプロジェクト（案）」を地域特性、水田作経営の担い手の状況（対象経営体）、地区と関連させて整理すると次の通りです。

地区ごとの地域計画を協議・作成する場合には、各プロジェクトの背景とねらい、目指す姿とプロジェクトの適用地域を参考にしながら、地域の農業の将来の在り方を検討すると議論がしやすいと考えられます。

表 24 想定するリーディングプロジェクトの適用地域

地 域 特 性		平坦水田地域		混住兼業地域	丘陵果樹地域	全 域	
主 作 物		水田作	水田作	水田作	果樹作	全 品 目	
水田作経営の担い手の状況（対象経営体）		地域の核となる水田作法人経営がある地域	非法人の集落営農が多い地域	認定農業者や法人経営の担い手少ない地域	大規模水田作経営が無い地域	労働力不足の経営体	後継者がいない経営体
農地有効活用リーディングプロジェクト（既）		子実トウモロコシ産地化		農業体験農園普及	（山間地域）新たなウルシ産業		
担い手確保リーディングプロジェクト（案）		水田作メガファーム育成	集落営農の広域連携	農地の一元的管理主体創設	（果樹作）短期雇用確保（水田作）農地の一元的管理主体創設	農業支援サービス事業体育成・活用	就農タイプ別新規就農者確保
地 区	日 詰			○		○	○
	古 館			○	○	○	○
	水 分	○					○
	志 和		○				○
	赤 石	○	○	○			○
	彦 部	○					○
	佐比内				○	○	○
	赤 沢				○	○	○
	長岡東部				○	○	○
	長岡西部	○					○

凡例：○重点的に進める地区

※農地有効活用リーディングプロジェクトの内容と実施状況は、産業政策監調査研究報告第 22 号「地域計画作成に向け想定する水田作経営の担い手の姿と確保方策」6 農地有効活用リーディングプロジェクト p30～p34 参照

4 農地の集積・集団化の取組

農業委員、農地利用最適化推進員の活動を通じて貸し手と借り手の掘り起こしを行うとともに目標地図の作成とローリングを行いながら、担い手への農地の集積と作付作物の団地化を進めます。

平坦水田地域では、ブロックローテーションによる転作作物の集団化を進めるとともに、小麦に特化している転作作物に子実トウモロコシや大豆を導入し畑作物の輪作体系の確立を進めます。

今後、離農する農家から多量の水田が供給され、現在の認定農業者だけでは水田を引き受けきれないことから、地域の水田の受け皿となる水田作メガファームの育成を図り、水田作メガファームへ農地の集積を進め、荒廃農地の発生を防止します。

5 農地中間管理機構の活用方法

農地の貸借は、農地中間管理事業を活用するとともに、地域で合意形成が得られる地域では、農地中間管理事業を活用しながら地域の農地を一元的に管理する主体の創設を進めます。

6 多様な経営体の確保・育成の取組

地域で担い手が確保できない場合は、地域計画の目標地図作成時に、新規就農者や企業による農業生産のための農地を確保することを検討します。

半農半Xや農ある暮らしの実現を目指す多様な担い手を確保するために、農業体験農園の設置を進め消費者が農業に親しめる場の創設をします。

7 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

これまで、個人の認定農業者や大規模水田作法人により機械作業の受託が行われてきましたが、受託農家の高齢化により作業受託面積が減少してきています。

現在、当町には、株式会社マルショウ紫波、株式会社ミノリア等の農外企業によるドローンによる防除作業や除草作業を受託している農業支援サービス事業体がありますが、受託面積はまだ多くなく経営基盤が確立されていません。

このため、除草作業やドローンによる防除作業のように栽培管理技術をあまり必要としない作業については、農外企業の農業支援サービス事業体への委託を進め、農業支援サービス事業体の経営基盤の確立を促進します。

育苗、田植え、刈り取り、乾燥調製作業等の栽培管理技術を必要とする作業については、地域の大規模水田作法人や個人の認定農業者への作業委託を進めます。

また、いわて中央農業協同組合による農業支援サービスの強化について関係者との意見交換を進めます。

第4章 リーディングプロジェクトに活用可能な補助事業

1 活用可能な補助事業一覧（令和7年度農林水産省予算要求資料）

リーディングプロジェクトを実施するにあたって活用可能な国の事業を整理すると、表25のとおりとなります。

表 25 リーディングプロジェクト実施のために活用可能な事業一覧

リーディングプロジェクト	活 用 可 能 な 事 業 一 覧
子実トウモロコシ産地化	○水田活用の直接支払い交付金等 ① 戦略作物助成（飼料用作物）、産地交付金（子実トウモロコシ） ○水田農業の高収益化の推進 ② 技術・機械等の導入支援 高収益作物の導入・定着支援（子実トウモロコシ） ○飼料増産・安定供給対策 ②① 国産飼料増産対策事業 飼料穀物備蓄・流通合理化事業
水田作メガファーム育成	○強い農業づくり総合支援交付金 ⑥ 先駆的モデル支援タイプ ○農地利用効率化等支援交付金 ③⑦ 地域農業構造転換支援タイプ 融資主体支援タイプ ○スマート農業技術活用促進集中支援プログラム ④⑥ スマート農業技術導入による生産方式革新支援 農業支援サービス事業体の育成支援 スマート農業技術の活用を促進するための環境整備支援
集落営農広域連携	○持続的地域営農確保総合対策 ③⑧ 集落営農連携等強化促進事業 地域営農持続可能性調査事業
農地の一元的管理主体創設	○地域計画実現総合対策 ③⑥ 機構集積協力金交付事業
農業サービス事業体育成	○地域計画実現総合対策 ③⑥ ○スマート農業技術活用促進集中支援プログラム ④⑥ ○強い農業づくり総合支援交付金 ⑥ 農業支援サービス事業支援タイプ
就農タイプ別新規就農者確保	○新規就農者育成総合対策 ④① ○雇用就農総合対策 ④② ○地域計画実現総合対策 新規就農者誘致環境整備事業

※○数字は 2 事業概要版の事業番号

※農林水産省の令和7年度予算要求資料を基に作成、報告書作成時点では、決定しているものではありません、事業活用にあたっては予算の決定と各事業の実施要領を確認する必要があります。

2 事業概要版（令和7年度農林水産省予算要求資料）

1 水田活用の直接支払交付金等

【令和7年度予算概算要求額 301,500（301,500）百万円】

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

＜政策目標＞

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha〔令和12年度まで〕）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業

11,000（11,000）百万円

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。※6

※6 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

＜事業の流れ＞

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a ^{※2}

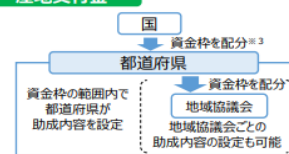
※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2：飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a（5.5～8.5万円/10a）、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする

＜交付対象水田＞

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りとは、水稲作付により確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作物のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 ^{※4} （3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分）	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

※4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成^{※5}

- ① 畑地化支援
- ② 定着促進支援（①とセット）
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とよろこし支援

※5：事業の詳細は予算編成過程で検討

【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

2 水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞

＜対策のポイント＞

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田における高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進します。

＜政策目標＞

水田における高収益作物の産地の創設（500産地〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 計画策定に資する取組の支援

産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援します。

2. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を優先採択で支援します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植、省力樹形・作業機械の導入や流通事業者等との連携などによる産地構造の転換に向けた実証等

3. 高収益作物の導入・定着支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物による畑地化
- ② 高収益作物の導入・定着
- ③ 子実用とよろこしの作付け

※ 事業の詳細は予算編成過程で検討

4. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた汎用化・畑地化等を支援します。

- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

【お問い合わせ先】

（1、2①の事業）	畜産局飼料課	（03-3502-5993）
（2①②の事業）	農産局園芸作物課	（03-6744-2113）
（2②の事業）	経営局経営政策課	（03-6744-2148）
（2③の事業）	農産局果樹・茶グループ	（03-3502-5957）
（3の事業）	農産局企画課 [※]	（03-3597-0191） ^{※プロジェクトの窓口を担当}
（4の事業）	農村振興局設計課	（03-3502-8695）

＜事業イメージ＞

1. 計画策定に資する取組の支援

〔・国産飼料増産対策事業（20億円の内訳）〕

支援

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

支援後も計画の実現をフォローアップ

承認・支援

策定・提出

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

2. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援事業（15億円の内訳）
- 国産飼料増産対策事業（20億円の内訳）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（202億円の内訳）、農地利用効率化等支援交付金（27億円の内訳）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（58億円の内訳）

3. 高収益作物の導入・定着支援

〔・水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成（2,905億円の内訳）〕

4. 生産基盤の整備

〔・農業農村整備事業（3,952億円の内訳）、農地耕作条件改善事業（239億円）、畑作等促進整備事業（26億円）〕

6 強い農業づくり総合支援交付金

【令和6年度予算概算要求額 17,622 (12,052) 百万円】

<対策のポイント>

食料生産・供給の不安定化や労働力不足等、生産構造の急速な変化に対応するための先駆的モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。また、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年〕→145万t〔令和12年まで〕）
- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場〔令和6年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕

<事業の内容>

1. 食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた先駆的モデル等の育成

① 先駆的モデル支援タイプ

食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた新しい農業のモデルを創出していくため、安定的な生産・供給等を実現しようとする先駆的モデルの育成を支援します。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の育成に必要な農業用機械の導入を支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援します。

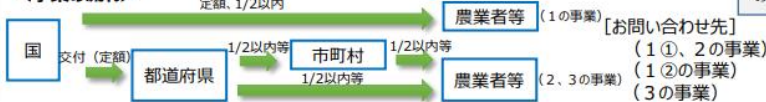
② 重点政策の推進

食料安全保障、みどりの食料システム戦略、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

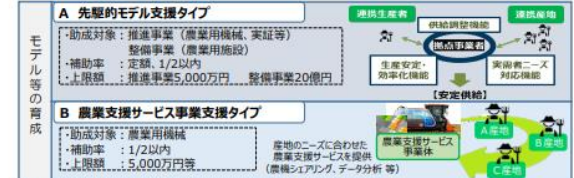
品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【国直接採択】



【都道府県向け交付金】



農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
技術普及課 (03-6744-2218)
新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

21 飼料増産・安定供給対策

【令和7年度予算概算要求額 1,956 (1,820) 百万円】

<対策のポイント>

飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、地域計画に基づく地域一体となった飼料生産の推進、青刈りとうもろこし等の生産・利用の推進、飼料生産組織の人材確保・育成等の取組を支援します。また、飼料の安定供給を図るため、飼料穀物の備蓄や配合飼料工場の事業再編に向けた調査、飼料輸送の効率化の実証等の取組を支援します。

<事業目標>

- 飼料自給率：25%→34%〔平成30年度→令和12年度まで〕
- 畜産農家への安定的な配合飼料の供給

<事業の内容>

1. 国産飼料増産対策事業

① 飼料産地づくりの推進事業

全国推進協議会である「プラットフォーム」を構築し、シンポジウムの開催、アドバイザーの派遣等により地域計画に基づく飼料産地づくりを支援します。

② 国産飼料用とうもろこし等の生産技術実証

青刈りとうもろこしや実用とうもろこし等の国内生産・利用を推進するための生産技術実証・普及等の取組を支援します。

③ 飼料生産組織の体制強化等支援事業

オペレーター確保のための募集活動や、大型特殊免許や必要な技術資格の取得、人材育成のための研修、人員・機械の有効活用状況調査を支援します。

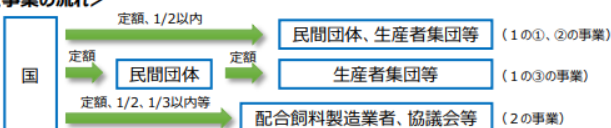
2. 飼料穀物備蓄・流通合理化事業

① 不測の事態に備え、配合飼料製造業者等が事業継続計画（BCP）に基づき実施する飼料穀物の備蓄や、関係者間の連携体制の強化、輸入先国の多角化の検討等の取組を支援します。

② 配合飼料工場の事業再編に向けた調査等の取組を支援します。

③ 飼料輸送の効率化・標準化に資する実証等の取組を支援します。

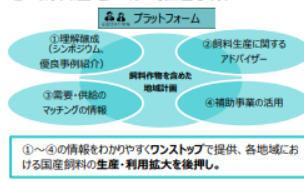
<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 国産飼料増産対策事業

① 飼料産地づくりの推進事業



② 国産飼料用とうもろこし等の生産技術実証



③ 飼料生産組織の体制強化等支援事業



2. 飼料穀物備蓄・流通合理化事業

① 飼料穀物の備蓄（1/3以内）

配合飼料製造業者等が実施する飼料穀物の備蓄の取組を支援

② 配合飼料の緊急運搬（1/2以内、定額）

国内の災害時等に、配合飼料供給困難地域への緊急運搬を支援

③ 関係者間の連携体制の強化や輸入先国の多角化の検討（定額）

平時における関係者の連携体制の強化や輸入先国の多角化の取組を支援

④ 配合飼料工場の事業再編に向けた調査等の取組（定額）

事業再編に向けた検討会の開催や調査、計画策定の取組を支援

⑤ 飼料輸送の効率化実証（定額、1/2以内）

センサーやタンク蓋開閉装置等を用いた飼料の在庫・配送管理等の効率化実証等を支援

【お問い合わせ先】（1）の事業 畜産局飼料課 (03-6744-7192)
（2）の事業 飼料課 (03-3591-6745)

36 地域計画実現総合対策

【令和7年度予算概算要求額 48,212（－）百万円】

<対策のポイント>

令和7年3月までに地域計画が策定されることにより、地域が置かれている状況や地域が抱える課題が見える化されることから、地域計画に記載された現場の状況に応じた必要な取組を総合的に支援します。

<事業の全体像>

1.完成度の高い地域計画の実現に向けた支援	2.課題が見える化された地域計画の解決に向けた支援
10年後の担い手が明確化されており、担い手に農地を集積・集約化することへの合意が地域で概ね得られている地域計画 特別枠・優先枠の設定 ① 新基本法実装・農業構造転換支援事業（強い農業づくり総合支援交付金） 食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援 ② 農地利用効率化等支援交付金のうち地域農業構造転換支援タイプ 地域計画の実現に向けた経営改善に取り組む場合、必要な機械・施設等の導入を支援 ③ 持続的地域営農確保総合対策のうち集落営農連携等強化促進事業（優先枠） 集落営農の連携・合併による収益力強化等を目指すためのビジョンづくり、その実現に向けた具体的な取組を総合的に支援 ④ 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち国産野菜周年安定供給強化事業（地域計画優先枠） 加工・業務用野菜の契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作物安定技術の導入等を支援 ⑤ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠） 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援 ⑥ 雇用就農総合対策のうち労働力確保体制強化事業（地域計画早期実現支援枠） 安定的な労働力の確保に向け、就労条件の改善や他産地・他産業との連携等の取組を支援 ポイント加算 - 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち産地構造転換パロット事業 - グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業 - 飼料増産・安定供給対策	地域の農地が有効利用されるよう、将来の受け手不在の農地を解消し、少しでも完成度を高めていく必要がある地域計画 ※左の「完成度の高い地域計画」の区域でも活用可 【人：新規就農や第三者継承等への支援】 ① 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金、経営発展支援事業 農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入支援、新たに経営を開始する者や研修期間中の研修生に対して資金を交付 ② 雇用就農総合対策 雇用就農の拡大に向け、労働環境整備等による労働力確保や、農業法人等による新規雇用等を総合的に支援 ③ 農業経営・就業支援体制整備事業のうち経営発展・就業促進委託事業 後継者を確保できない農業者の廃業を回避するため、第三者継承の支援体制を構築 ④ 持続的地域営農確保総合対策のうち集落営農連携等強化促進事業（左欄③と同様） 【農地：農地バンク等による遊休農地解消・担い手への貸付の支援】 ⑤ 農地中間管理機構事業のうち遊休農地解消対策事業 農地バンク等が遊休農地を解消し、担い手等に対して貸し付ける取組について支援 ⑥ 所有者不明農地等総合対策事業 都市在住の不在村地主等と現場の農業委員会等を結びつけることなどにより、所有者不明農地の発生防止やその活用を促進する取組を支援 ⑦ 新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 受け手不在の農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、研修農場の整備を支援 ⑧ 機構集積協力金交付事業 農地の集積・集約化に取り組む地域への支援 【人手・機械等のリソース不足を補うためのサービス事業者の活用への支援】 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 農業支援サービス事業者の育成・活動の促進や事業環境の整備等を支援 【その他】 農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策 地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援
上記関連対策：農業競争力強化基盤整備事業のうち農地整備関係、農地耕作条件改善事業 等	

37 農地利用効率化等支援交付金

【令和7年度予算概算要求額 2,700（1,086）百万円】

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要となる農業用機械・施設の導入を支援するとともに、農地引受力の向上や後継者の育成等の地域サポート活動に取り組む場合の支援を充実します。

<事業目標>

地域計画が策定された地域における担い手が利用する農地面積の割合の増加

<事業の内容>

1. 地域農業構造転換支援タイプ

完成度の高い地域計画の早期実現を後押しするため、地域サポート活動を担う地域の中核となる者に対し、農地引受力の向上等に必要となる農業用機械・施設の導入を支援します。

【補助率：1/2（上限1,500万円）】

2. 融資主体支援タイプ

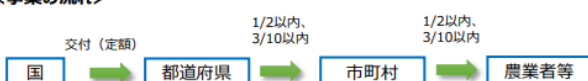
地域計画の目標地図に位置付けられた者が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援します。

また、スマート農業、集約型農業経営、農業生産のグリーン化の取組について、優先枠を設けて支援します。

【補助率：3/10（上限300万円等）】

※ 助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択。なお、1の地域農業構造転換支援タイプについては、地域としての取組を重点的に評価。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

令和6年度末までに地域計画が策定され、地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

○ 完成度の高い地域計画が策定された地域において、地域農業構造転換支援タイプにより、担い手の農地引受力の向上等に必要となる農業用機械・施設の導入を支援し、地域計画を早期に実現

○ 地域農業構造転換支援タイプにおいては、
① 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域であり、かつ
② 農地の集約率の増加・地域計画実現に向けた手法の妥当性等、都道府県の実情も踏まえ、必要性が特に認められる地域を対象とし、

○ 地域の農地の引受けや農作業受託の中核となる、後継者や新規就農者の育成を行う等、自らの農業経営にとどまらず地域計画の実現に貢献し、地域を支えるための地域サポート活動を行う担い手を支援します。

地域農業の維持・発展

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

38 持続的地域営農確保総合対策

【令和7年度予算概算要求額 550(250)百万円】

＜対策のポイント＞

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、大規模・広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

地域計画が策定された地域における担い手が利用する農地面積の割合の増加

＜事業の内容＞

1. 集落営農連携等強化促進事業

500(250)百万円

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。(支援期間：最長3年、優先枠(完成度の高い地域計画の策定地域)、上限10百万円、連携・合併により新たに引き受ける農地面積に応じて補助上限を引上げ)

① ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の目指す農業の姿や具体的な戦略の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援します。【定額】

② 具体的な取組の実行への支援

ア 連携・合併や集落営農の新設に向けた、コーディネーター等応援人材の活用等に必要経費 【定額】

イ 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに係る経費 【定額】

ウ 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費(賃金等) 【定額(100万円上限/年)、最長3年間】

エ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 【定額(25万円)】

オ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 【1/2以内】

③ 関係機関によるサポートの取組を支援

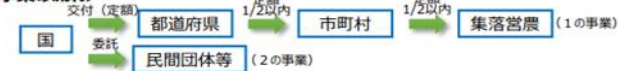
集落営農の取組を都道府県(普及組織)やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

2. 地域営農持続可能性調査事業

50(一)百万円

高齢化・人手不足の中、地域の集落営農等との連携や農作業の委託により地域農業を維持する取組について実態把握を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



課題を乗り越えるための新たな取組(例)



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 (03-6744-0576)

41 新規就農者育成総合対策

【令和7年度予算概算要求額 14,870(9,638)百万円】

＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域において就農前から就農後までをトータルサポートできる体制の充実、農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、就農相談会の開催等の取組を支援します。

＜政策目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① 新たに経営を開始する者に対して、資金を交付します。
- ② 研修期間中の研修生に対して、資金を交付します。

3. サポート体制の充実、誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

- ① 就農前から就農後までの農地、生活、技術面等をトータルサポートできる体制の構築やこれらのサポート活動について支援します。
- ② 地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践及び研修農場の整備を支援します。
- ③ 農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援します。
- ④ 就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業^{※1}

(機械・施設: 家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者: 認定新規就農者^{※2}(就農時49歳以下)

支援額: 補助対象事業費上限1,000万円(2①の交付対象者は上限500万円)

補助率: 都道府県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2(例)国1/2, 都道府県1/4, 本人1/4)

2. 資金面の支援

① 経営開始資金^{※3}

対象者: 認定新規就農者^{※4}(就農時49歳以下)

支援額: 12.5万円/月(150万円/年)^{※5}

×最長3年間

補助率: 国10/10

② 就業準備資金^{※3}

対象者: 研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額: 12.5万円/月(150万円/年)^{※5}

×最長2年間

補助率: 国10/10

3. サポート体制の充実、誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

① サポート体制構築事業

・複数の機関の協働による効果的な支援体制の構築

・就農前後における農地、生活、技術面等のトータルサポート活動の実施

② 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

・新規就農者の誘致体制づくり、誘致活動

・実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・施設の導入、施設整備

③ 農業教育高度化事業

・農業大学校・農業高校等における

・農業機械・設備等の導入

・国際的な人材育成に向けた海外研修

・スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化

・現場実習や出前授業の実施

・先進的な教育・研修モデルの創出等

④ 農業人材確保推進事業

・就農相談会の開催、農業の魅力発信等

※1 取組計画に応じた事業採択方式
 ※2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象
 ※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者が対象
 ※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象
 ※5 支払方法(月毎、半年等)は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

42 雇用就農総合対策

【令和7年度予算概算要求額 4,251（2,542）百万円】

＜対策のポイント＞

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、雇用就農の拡大に向けた労働環境の整備、他産地・他産業との連携等による労働力確保、農業法人等による就農希望者の新規雇用等を総合的に支援します。

＜政策目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

1. 労働力確保体制強化事業

① **就労条件改善タイプ** **就労条件**
地域協議会等が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、就業規則の策定等の就労条件改善及び雇用就農にチャレンジしやすいトライアル雇用の実施等の労働力確保等のための取組を支援します。【補助率：定額】

② **産地間連携等推進タイプ** **産地連携**
産地内における労働力確保のための労働力募集アプリの活用や、繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組を支援します。【補助率：定額】

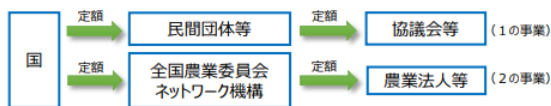
2. 雇用就農資金

農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します。【年間最大60万円、最長4年間等】

（関連事業）

農業経営・就農支援体制整備推進事業のうちスキル標準の作成支援 **スキル標準**
効果的な人材育成や、従業員の評価基準・キャリアプラン等の整備に有用なスキル標準の研究・開発を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課（03-6744-2160）

46 スマート農業技術活用促進集中支援プログラム

【令和7年度予算概算要求額 41,003百万円】

＜対策のポイント＞

スマート農業技術活用促進法に係る生産方式革新事業活動を行う農業者等や開発供給事業を行う者に対して、スマート農業技術を活用するための環境整備や各種支援事業の優遇措置等により集中的かつ効果的に支援を行い、栽培方式の転換やスマート農業技術等の開発を促進し、農業の生産性の向上を図ります。

＜事業目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上【令和12年度まで】

＜事業の内容＞

1. スマート農業技術等の開発・供給支援

- 果樹・野菜等、現場ニーズが高く高難度のスマート農業技術の開発を支援するとともに、民間研究開発の加速化に役立つ農研機構による基幹的・基盤的技術の研究開発を支援します。
- サービス事業者等を介したスマート農業技術の実装を進めるため、導入効果を発揮させる栽培や技術の運用方法を検証し、標準手順作業書（SOP）を作成するための研究開発を支援します。
- スマート農業技術の推進に資する機械作業適性品種の開発等を支援します。

2. スマート農業技術導入による生産方式革新支援

- スマート農業技術等の導入とその機械稼働率の向上などを通じた、農業者や農業支援サービス事業者による農産物の生産・流通・販売方式を転換する取組等に対し、ソフト・ハードの一気通貫の支援を実施します。
- 地域計画の実現に向けて、目標地区に位置付けられた担い手が経営改善に取り組む場合に必要となるスマート農業機械等の導入を支援します。

3. 農業支援サービス事業者の育成支援

- 農業支援サービスの事業環境の整備に向け、サービスごとの標準的な作業工程等の策定、サービス事業の起業の手引き等の作成、サービス事業者間の連携の場づくりを支援します。
- 農業支援サービス事業者の新規参入、新規ビジネスの確立、サービス提供に必要な農業用機械の導入等を支援します。

4. スマート農業技術の活用を促進するための環境整備支援

- 農地の大区画化等のほか、農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附属設備の整備を支援します。
- 農業大学校や農業高校等の学生や農業者等がスマート農業について体系的に学び、学び直せる環境整備を支援します。
- スマート農業技術等の研究成果の社会実装の一層の加速化のため、公的研究機関等によるネットワークを構築し、知財マネジメントを効果的に強化できる取組等を支援します。
- 農研機構を中心に産学官連携を強化し、スマート農業技術及び新品種の開発を進めるために必要となる関連施設等を整備します。
- 生産サイド、開発サイド双方の関係者が参画する協議会を立ち上げ、協議会が情報収集・発信・共有、マッチング等の活動を支援します。

＜事業イメージ＞



産業政策監調査研究報告 第 33 号

地域農業持続のためのグランドデザイン

～地域農業経営基盤強化促進計画作成のための参考資料～

執 筆 農村政策フェロー 小川勝弘

2024 年 10 月発行

発 行 岩手県紫波町 産業部 産業政策監

連絡先 〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1

電話 019-672-2111（代表）

紫波町ホームページ <https://www.town.shiwa.iwate.jp/>

本調査研究報告書の無断転用・使用はできません。本調査研究報告書の内容を使用する場合は、事前の許可が必要です。